

カレント アウェアネス

Current Awareness

目 次

ES細胞論文捏造事件に見る電子ジャーナルの効用と課題

- [CA1582] / 村上浩介 2
図書館員の大量退職に潜む構造的变化～米国における図書館員不足の状況
[CA1583] / 早瀬 均 4
ウェブによる図書館の情報発信：コンテンツ・マネジメント・システムの活用
[CA1584] / 上田貴雪 6
北欧の移民・難民への図書館サービススウェーデンとデンマークの事例から
[CA1585] / 堤 恵 8

動向レビュー

- 電子ジャーナルのビッグディールが大学図書館へ及ぼす経済的影響について
[CA1586] / 加藤信哉 10
米国国立医学図書館と図書館情報学国家委員会による健康情報サービス支援事業
[CA1587] / 酒井由紀子 13
e-ラーニング時代の図書館サービス
[CA1588] / 三輪眞木子 17

研究文献レビュー

- 図書館の様々な運営形態 [CA1589] / 柴田正美 20

刊行物レビュー

- メールマガジン『カレントアウェアネス-E』で見る2005年 [CA1590] 25

No.287
2006.3.20

編集／国立国会図書館 関西館事業部 図書館協力課
(京都府相楽郡精華町精華台8-1-3 TEL:0774-98-1448)
発行／(社)日本図書館協会
定価／420円(本体400円)送料120円
季刊／3月・6月・9月・12月 各20日発行

本誌は、メールマガジン「カレントアウェアネス-E」(<http://www.ndl.go.jp/jp/library/cae/index.html>)と連携を図りながら、図書館及び図書館情報学における、国内外の近年の動向及びトピックスを解説する情報誌です。本誌に掲載された記事を長文にわたり抜いて転載される場合には、事前に図書館協力課に連絡してください。

この刊行物は再生紙を使用しております。

CA1582

ES細胞論文捏造事件に見る電子ジャーナルの効用と課題

1. はじめに

2005年末から2006年にかけて、韓国社会と科学界は大激震に見舞われた。ヒトES細胞（Embryonic stem cell: 胚性幹細胞）研究の第一人者、ファン・ウソク（黄禹錫）ソウル大学獣医学部教授の論文が、まったくの捏造であったことが判明したのである。このスキャンダルは連日のように、韓国だけでなく日本も含む世界各国のメディアで報じられた。

学術論文の捏造事件は、残念ながら、古今東西にわたり枚挙に暇がない⁽¹⁾。しかし、この事件は、電子掲示板や電子ジャーナルといったデジタル環境が重要な役割を果たした点で、非常に画期的である。本稿では、事件の概要とともに、特に電子ジャーナルの対応を紹介する。

2. 捏造事件の概要

ファンは*Science*誌に、2004年に「クローン胚盤胞由来の多能性ヒトES細胞株の証拠」、2005年には「ヒト体細胞核移植胚盤胞に由来する患者対応型ES細胞」という論文を相次いで発表した⁽²⁾。理論上、あらゆる組織に分化する可能性を有するES細胞は、難病治療など再生医学の分野での活用が期待されており、これらの論文は、ヒトES細胞、さらには患者に対応したDNAを有するヒトES細胞を作製した世界初の画期的な事例であった。

ところが、これらファンの研究に用いられた受精卵の提供に関して、海外の研究者から倫理的な問題が提起された⁽³⁾。さらに、ファンの研究チームの元研究員から受けた内部告発を元に、韓国のTV局・MBC社が卵子売買および論文捏造疑惑を報道した。しかし、ファンの研究チームから、この取材は脅迫・懐柔を伴ったものであったと取材倫理に関する批判が出されてしまう。ファンは既に、韓国社会から広く尊敬を集め英雄視されており、取材倫理の問題を認めたMBCに対しては、市民からの抗議が殺到した。MBCは後続報道の中止を余儀なくされたばかりか、不視聴運動により経営危機まで取り沙汰されてしまう。

このとき、インターネットが決定的な役割を果たした。捏造疑惑の報道を受け、韓国の生物学研究情報センター（BRIC）のコミュニティページ（電子掲示板）に集まり検証を行っていた若手生物学者たちが、2005年論文の写真が捏造されたものであることを暴いたのである⁽⁴⁾。これを韓国のインターネット専門ニュースサイトが報道したことは、またたく間に海外にも伝わり、大きな反響を呼んだ。日本の電子掲示板でも関連する検証が行われ、その結果はすぐに韓国にフィード

バックされた⁽⁵⁾。共同研究者の属するピッツバーグ大学、*Science*誌も真相究明に乗り出す。事ここに至り、ファンの共同研究者たちもデータや成果の捏造を認めてしまった。この事態を受けてソウル大学が調査委員会を設置し、検証が行われた結果、2004年、2005年の論文とも捏造されたものであることが正式に発表された⁽⁶⁾。またこれを受けて*Science*誌も両論文を撤回した⁽⁷⁾。ファンは「捏造は知らなかった、仕組まれたものである」と弁明しているものの、引き続いて韓国の検察や監査院が、詐欺や研究費の横領等の容疑で捜査を行っている。

3. デジタル環境が果たした役割

この事件に対し、デジタル環境が果たした役割は以下のように整理できよう。

第一に、ウェブ版の新聞・雑誌等で、情報が即座に伝播したことが挙げられる。この事件においては、学術雑誌のみならず、一般雑誌、新聞、電子掲示板、個人のウェブサイトなど、実に多くのメディアが隨時、互いを引用しながら情報を提供していった⁽⁸⁾。特に、韓国の3大新聞（朝鮮日報、中央日報、東亜日報）はいずれも韓国語版、英語版、日本語版（朝鮮・東亜は中国語版も）を提供しており、韓国内部のローカルな反応・対応がただちに海外に伝わっていった。

第二に、検証作業に多くの者が関与できたことも忘れてはならない。検証作業が行われた日・韓の電子掲示板はいずれも公開制・匿名制であることから、参加の間口は広く開かれており、また立場にとらわれない意見の投稿が可能であった。日・韓の検証情報が共有されたことも、少なからぬ意義を持つものであった。

そして第三に、これらの論文がオンラインで提供されていたことが挙げられる。この事件では、写真とDNA指紋の複製の検証が鍵となったが、これらのデータがデジタル画像でも提供されていたことにより、拡大縮小・回転・分割等の操作を容易に行うことができた。また、データへのアクセシビリティも高かった。*Science*誌の場合、オンライン版はゲスト、無料登録利用者、個人契約購読者、機関契約購読者の4段階のアクセスレベルが設定されているものの、検証対象となった画像の多くを含んでいた補足資料は、ゲストのレベルでもアクセスできた⁽⁹⁾。*Science*誌がトップクラスの引用数を誇る雑誌であることを考えると、契約購読を行っている機関は多く、検証者たちは論文本体についても容易に入手できたと考えられる。複数の者が、オンライン環境にさえあればどこからでもデータ入手でき、また画像データの操作を行えたこと、これが事件の究明を早めた要因の一つであろう。

なお、この事件において、インターネットによるある種の世論形成が行われ、これが否定的な役割を果たしたことにも留意する必要がある。韓国においては、

従来からインターネットを通じた「サイバーデモ」と称する抗議活動が盛んに行われている。事件を報道したMBCへの抗議もインターネットで呼びかけられて拡大した⁽¹⁰⁾。もちろん、ファンへの熱狂的な支持を生み出す背景として、マスメディアによる世論形成があつたことは言うまでもないが、そのマスメディアによる真相究明の活動を妨害するほどに過激化していったのは皮肉である⁽¹¹⁾。

4. 電子ジャーナルの対応と課題－撤回された論文の扱い

前述のとおり、この事件の究明には電子ジャーナルが効果を発揮した。しかし、当初から電子ジャーナルを提供する学術雑誌が積極的に対応していたわけではない。むしろ、*Science*誌の対応は鈍かった。ライバルの*Nature*誌が倫理的問題をいち早く取り上げ問題を提起したのに対し、*Science*誌が倫理的問題を取り上げたのはその1年後である。また論文の捏造疑惑に対しても、インターネットでの検証が進むまで対応しなかった。

しかしながら、調査を行う方針を決めてからの動きは迅速であった。オンラインで検証作業者を募集するとともに、事件に関連する記事・論文をまとめた特集ウェブページを作り、通常は読むのに契約が必要なものもオープンにした⁽¹²⁾。電子ジャーナルの特性を活かしたこの対応は、検証作業に非常に有効であったのみならず、捏造を生み出した学術雑誌としての説明責任の点からも重要な措置であったと言えよう。このページが継続されれば、捏造事件を検証し、再発を防止するためにも非常に有益であると考えられる。

一方で、電子ジャーナル固有の問題も発生している。捏造が発覚し撤回された論文のデータをどのように取り扱うか、という問題である。

2006年2月9日現在、*Science*誌の特集ページからわかる限りにおいて、ファンの研究グループの論文は*Science*誌を含む合計4誌の6本が撤回されている⁽¹³⁾。*Science*誌のウェブサイトでは、2004年、2005年の論文2本について、要旨、全文HTML版とともに撤回された旨の表示があり、それをクリックすると撤回の経緯を記したEditor's Noteが表示される。全文PDF版は最初のページに撤回の表示があり、最終ページにEditor's Noteが付されている。いずれにおいても、撤回された旨が即座にわかるようになっている。

しかしながら、同様にウェブサイトで提供されている他誌の論文は、必ずしもこのようないきな対応になっていない。*Stem Cells*誌と*Science Express*誌においては、要旨と全文HTML版は*Science*誌同様の対応となっているが、全文PDF版については手が加えられておらず、撤回されたことがわからない。*Biology of Reproduction*誌の場合、本文を削除して撤回された

旨だけを表示した第二版を作成しているが、元の初版には何ら手を加えていない。さらに、Proquest等のアグリゲータサービスから提供されているデータの場合、2006年2月9日現在、*Science*誌の論文も含め、撤回された旨がまったく表示されていないどころか、ファンが論文発表後に追加した補足資料すら提供されていない。

論文の撤回、さらには訂正や補足などをどのように扱えばよいのか。ただ単に論文の引用というレベルでは、利用者がいつ、どの情報源からデータ入手したかを明示するだけでよいのかもしれない。そしてそれは、利用者のミスとして処理され終わるだけのものかもしれない。しかしながら、論文に基づいて実験や診療を行う分野の場合、利用者が重要な訂正や補足に気づかない場合、人命に関わる事態を招くおそれがある。医学・薬学等の分野ではすでに、学術雑誌や引用・索引データベースにおける撤回や訂正への対応の問題点が指摘されているところであるが⁽¹⁴⁾、今回の事件を踏まえると、これらに加えて電子ジャーナルやアグリゲータにおける対応も、十分に検討されなければならないだろう。

5. おわりに

この事件が与える示唆は非常に多岐にわたっている。本稿で見たような電子ジャーナルの効果以外にも、研究者倫理、研究者コミュニティの権力関係、科学雑誌の査読制度、マスメディアの報道、インターネットによる世論形成、社会心理・集団心理、科学技術の公共性といったいくつもの論点からの分析が可能である。科学者の不正を防止する有効な手立てを考える上で、これらの分析を総合することは必要不可欠であろう。

これに加えて、撤回や訂正・補足といった事実の後、どのように情報を提供し、悪意のない引用や再利用を防いでいくかという問題もまた、見過ごされがちではあるが重要である。この事件からも、訂正・補足・撤回等をどのように扱うかが課題であることがわかった。学界、出版界、データベース業界、アグリゲータ業界などを横断した共通のスキームが必要になっているのではないだろうか。

(むらかみこうすけ
関西館事業部図書館協力課：村上浩介)

(1) Broad, W. et al. (牧野賢治訳) 背信の科学者たち. 京都, 化学同人, 1988, 312p. ; 山崎茂明. 科学者の不正行為 - 捏造・偽造・盗用. 東京, 丸善, 2002, 195p.

(2) Hwang, Woo Suk et al. Evidence of a Pluripotent Human Embryonic Stem Cell Line Derived from a Cloned Blastocyst. *Science*. 303, 2004-03-12, 2004, 1669-1674. (online), available from <<http://www.sciencemag.org/cgi/content/full/303/5664/1669>>, (accessed 2006-02-08). ; Hwang, Woo Suk et al. Patient-Specific Embryonic Stem Cells Derived from Human SCNT Blastocysts. *Science*. 308, 2005-06-17, 2005, 1777-1783. (online),

- available from <<http://www.sciencemag.org/cgi/content/full/308/5729/1777>>, (accessed 2006-02-08).
- (3) いくつか記事が存在するが、最初に報じたのは以下のもの。この記事は契約購読者でなくともオンラインでアクセス可能となっている。Cyranoski, David. Korea's stem-cell stars dogged by suspicion of ethical breach. *Nature*. 429, 2004-05-06, 2004, 3. (online), available from <<http://www.nature.com/nature/journal/v429/n6987/full/429003a.html>>, (accessed 2006-02-08).
- (4) anon... "The show must go on...". BRIC声の広場. (Korean). (online), available from <<http://gene.postech.ac.kr/bbs/view.php?id=job&no=3464>>, (accessed 2006-02-08).
- (5) 検証は主に匿名掲示板「2ちゃんねる」の生物板で行われた。掲示板のログが残らないので、ここでは韓国での報道を紹介する。日本のインターネット掲示板 "幹細胞の重複写真3対をさらに発見". Pressian. 2005-12-10. (Korean). (online), available from <http://www.pressian.com/scripts/section/article.asp?article_num=30051210112223>, (accessed 2006-02-08).
- (6) なお正式発表前の中間発表（2005年12月29日）において、捏造の事実は公表されている。ソウル大学調査委員会. ファン・ウソク教授の研究疑惑に関する調査結果報告書. ソウル大学, 2006. (Korean). (online), available from <<http://www.snu.ac.kr/ICSFfiles/afieldfile/2006/01/10/report.pdf>>, (accessed 2006-02-08). ; Seoul National University. "Summary of the Final Report on Hwang's Research Allegation". SNU News. (English). (online), available from <http://www.snu.ac.kr:6060/sc_sne_b/news/1196178_3497.html>, (accessed 2006-02-08).
- (7) Kennedy, Donald. Editorial Retraction. *Science*. 311, 2006-01-20, 335. (online), available from <<http://www.sciencemag.org/cgi/content/full/311/5759/335b>>, (accessed 2006-02-08).
- (8) higon. "韓国幹細胞研究スキャンダル 目次 (Korean stem cell researchers in chaos. Index)". higonの日記. (online), available from <<http://slashdot.jp/~higon/journal/329668>>, (accessed 2006-02-09).
- (9) American Association for the Advancement of Science. "Access & Subscriptions". *Science*. (online), available from <<http://www.sciencemag.org/help/readers/access.dtl>>, (accessed 2006-02-08).
- (10) 竹嶋渉. 黄禹錫博士への異常な愛情. 諸君!. 2006.3, 2006, 89-97.
- (11) マスメディア側からの反省・検証作業も行われている。<2005年を反省します>真実知らぬまま「黄禹錫神話」作り. 中央日報日本語版. 2005-12-30. (online), available from <<http://japanese.joins.com/article/article.php?aid=71215>>, (accessed 2006-02-08); 集中点検 - ファン・ウソク報道. 新聞と放送. 421, 2006.1, 18-49. (Korean)
- (12) American Association for the Advancement of Science. "Special Online Collection: Hwang et al. and Stem Cell Issues". *Science*. (online), available from <<http://www.sciencemag.org/sciext/hwang2005/>>, (accessed 2006-02-08).
- (13) (2)の2本に加え、それぞれのオンライン速報版であるScience Express誌の2本、StemCells誌の1本、Biology of Reproduction誌の1本である。Hwang, Woo Suk et al. Evidence of a Pluripotent Human Embryonic Stem Cell Line Derived from a Cloned Blastocyst. *Science Express*. 2004-02-12, 2004, 1-6. (online), available from <<http://www.sciencemag.org/cgi/reprint/1094515v1.pdf>>, (accessed 2006-02-09). ; Hwang, Woo Suk et al. Patient-Specific Embryonic Stem Cells Derived from Human SCNT Blastocysts. *Science Express*. 2005-05-17, 2005, 1-11. (online), available from <<http://www.sciencemag.org/cgi/reprint/1112286v1.pdf>>, (accessed 2006-02-09). ; Kim, Sun Jong et al. Effects of Type IV Collagen and Laminin on the Cryopreservation of Human Embryonic Stem Cells. *Stem Cells*. 22(6), 2004, 950-961. (online), available from <<http://stemcells.alphamedpress.org/cgi/content/full/22/6/950>>, (accessed 2006-02-08). ; Cheon, Seon Hye et al. Defined Feeder-Free Culture System of Human Embryonic Stem Cells. *Biology of Reproduction*. (DOI 10.1095/biolreprod.105.046870), 2005, 1. (online), available from <<http://www.biolreprod.org/cgi/rapidpdf/biolreprod.105.046870v2.pdf>>, (accessed 2006-02-09).
- (14) Atlas, Michael C. et al. Retraction policies of high-impact biomedical journals. *Journal of the Medical Library Association*. 92(2), April, 2004, 242-250. ; 山崎茂明. 前掲書, 123-128.
- Ref: 黒影. "韓国幹細胞狂騒曲". 幻影隨想. (online), available from <<http://blackshadow.seesaa.net/article/11755805.html>>, (accessed 2006-02-09).
- Special Report: 世纪の捏造を生んだ韓国病. *Newsweek* 日本語版. 21(3), 2006, 16-22.
- 石黒武彦. 総合科学雑誌における不正行為論文の逐次刊行とその撤回および背景. 情報管理. 46(12), 2004, 828-834.

CA1583

図書館員の大量退職に潜む構造的变化 ～米国における図書館員不足の状況

はじめに

来年には、我が国においてもベビーブーム世代である「団塊の世代」の定年退職が始まる(CA1573参照)。少子高齢化とも相まって、技術やスキルの継承、年金や医療などの社会保障が大きく社会問題視されているが、図書館界においては、一部で危惧が表明されているものの、必ずしも深刻な問題とはとらえられていないようである。一方、欧米においては、ベビーブーム世代の図書館員（ここでは図書館学修士号(MLS)あるいは図書館情報学修士号(MLIS)を取得した専門職をいう）の大量退職が人材不足に繋がる深刻な問題であると認識され(E386参照)，国を挙げた対策が講じられつつある。しかし、欧米とくに米国における状況を見ると、図書館員の不足は、単に退職者が多いことだけが原因ではなく、実は図書館労働人口の構造的な変化が背景にあることに気付く。

退職者数の予測

米国におけるベビーブームは、戦後直ぐの1946年から始まり、1964年まで続いた。その19年間の出生数は7千6百万人に上る。ドーム(Ariene Dohm)は、2000年の報告のなかで、大きな人口の層であるベビーブーム世代の退職が労働人口の減少による労働市場の悪化や他の世代への労働のしづ寄せ、さらには経済成

長の遅延を引き起こすおそれのあることを指摘した⁽¹⁾。

図書館員のベビーブーム世代が通常の退職年齢にあたる65歳に達するのは2011年以降となるが、リンチ(Mary Jo Lynch)らが労働統計局の2000年の国勢調査データを使って行った分析では、「65歳人口」のピークは2015年～2019年の5年間とされ、2010年～2019年の10年間にいまの図書館専門職の45% (48,222人) が65歳に到達することになる⁽²⁾。

図書館員の労働力構成

ドームは、上述の報告で1998年における「45歳以上人口」の占める割合の高い職業、すなわち年齢層の高い職業のランキングを示しているが、図書館員は高い順から7番目 (56.5%) にランクされており、もともと年齢層の高い職業である⁽³⁾。

また、従来から女性が多数を占める職業であったが、2000年国勢調査でも女性の占める割合は82%と依然として女性の多い職場である⁽⁴⁾。

図書館員が不足している

しかし、実は、ベビーブーム世代の大量退職が始まるとの現在でも図書館員は不足している。米国の図書館員は1990年代に22% (18,819人) 増加したが⁽⁵⁾、2000年には、既に退職者のポストを埋めることができ難な状況があった。米国図書館協会(ALA)が2001年に図書館の人事担当者に対して行った調査⁽⁶⁾によると、回答者の73%がMLS取得者の採用が難しいと回答している。その主な理由は、図書館員の給料の低さ(38.4%)とMLS取得者がいないこと(28.8%)であった。MLS取得者の不足は、館種を問わず表明されている。

図書館員の平均初任給は、年間約3万9千ドル(2004年)であるが⁽⁷⁾、地域や館種によって異なる。図書館関係者からは年俸3万ドル半ば前後では質の高いMLS取得者を確保するのは難しいと報告されているし⁽⁸⁾、一方、図書館学校修了者からは、折角MLSを取得しても、図書館では仕事量の割に3万ドル台の低い給与の職場しかないと落胆する者もいるという。

北米にはALA認定の図書館学校が56校(2005年)あり、毎年約5千人が修了する。したがって、退職で空いたポストを埋めることはできるはずであるが、新しい人材の確保ができない状況があり、その要因は図書館員側にも、図書館側にもあるように思われる。

構造的変化のトレンド

1) 女性の職場の変化

米国では、図書館は100年にわたって女性が多数を占めてきた職業であり、数少ない女性に開かれた職業だった。しかし、女性の職業選択の幅が著しく広がったために、図書館を志望する、とくに若い女性が減少した。例えば、図書館学校の学生数は1983年から2001年までの15年間で3倍になったが、30歳以下の若い女

性の数は24%減少した。また、1990年代に女性の図書館員は30% (20,202人) 増加したが、年齢では30代後半から40代前半の増加が一番多かった。一方、男性の占める割合は、対照的に1990年の23%から2000年には5% (1,383人) 減少して、18%に落ちた。とくに45～54歳人口は10年間で33%も減少しており、何らかの理由によってこの年齢層の多くが離職したことになる⁽⁹⁾。図書館は、女性が多数を占める職業であることは変わりないが、若年層(30歳以下)が補充されているというよりも、第2あるいは第3の職業を求める中堅・中年層の参入が拡大しているのである。

2) 図書館関連以外への就職

図書館学校の修了生の就職先として急増しているのが、図書館関連以外への就職である。かれらは民間企業、非営利機関、銀行などの金融機関、研究財団等において、情報コンサルタント、アーカイブサービス、コンピュータトレーニング、ソフト開発等に携わっている。これらのポストの平均給与は図書館員の平均初任給の22%増となることもあり、就職者の割合は2003年の2.61%から2004年は9.08%に拡大した⁽¹⁰⁾。図書館は、このような図書館以外の組織と人材獲得競争しなければならないわけである。

3) 職能専門家(functional specialist)の急増

米国研究図書館協会(ARL)の専門職種の推移では、1985年から2005年の間に、伝統的な職種である目録担当者(cataloger)、利用サービス担当者及び整理担当者⁽¹¹⁾は、それぞれ30%、45%、47%減少した。一方、レファレンス担当者や主題専門家(subject specialist)はそれぞれ42%、51%増加したが、なかでも最も顕著な増加を示したのが、職能専門家と呼ばれる職種である。この間に3倍以上に急増し、このまま増加すれば、ARL図書館においてレファレンス担当者を抜いて最大の職種になるだろうと予測されている。つまり、図書館が求める人材やスキルにも変化が生じているのである。

職能専門家は、従来の図書館専門職で対応できなかった情報システム関係、財務・人事関係、アーキビスト、資料保存関係等の特殊な専門スキルを要請される職種であり、以下の点でこれまでの図書館員とは異なる特徴を持つとされる。

(1)MLS取得者が少ない(2000年の調査では、48%が持っていない)

(2)男性が多い(44%が男性である)

(3)経験年数が少ないわりに、給与が高い⁽¹²⁾⁽¹³⁾

人材不足への対応

MLS取得者の不足に対して、地区の図書館協会等において様々な取り組みがなされている。例えば、フロリダ州プロワード郡のGraduate Intern⁽¹⁴⁾やカリフォルニア州のPublic Library Staff Education Program⁽¹⁵⁾

のように、専門職を目指す学生や職員に対してMLS取得を支援するプログラムが実施されているし、job bankを地区単位で設ける動きもある⁽¹⁶⁾。

連邦レベルでは、博物館・図書館サービス機構 (Institute of Museum and Library Services : IMLS) が重要な役割を果たしている。IMLSは博物館・図書館サービス法 (Museum and Library Service Act) の改正を経て、2003年から図書館員の採用に関連した助成を開始した。MLSや上位学位取得希望者に対する助成の他、MLS取得環境を改善するためにラトガース大学におけるMLISコースのオンライン化もIMLSの助成によって実現した。また、2004年には約百万ドルの助成を得て「労働力における図書館員の将来に関する全国的研究調査」も採択されている。この研究調査は、ノースキャロライナ大学を中心に、専門図書館協会 (SLA) やARLその他の大学、関連組織が協力して実施する2年間の事業で、今後10年間に予想される図書館員不足の本質をつきとめ、館種・職種毎にどれくらい人材が必要となるか、それの人材に求められるスキルはどのようなものかを明らかにして、効果的な人材確保の方法を提示することを目標とした大がかりなものである⁽¹⁷⁾。このような連邦レベルの取り組みは、2006年からこのプログラムの名称がThe Laura Bush 21st Century Library Programと改称されたことからもわかるように、自らも図書館員であったローラ (Laura Bush) 大統領夫人のコミットメントによるところが大きい⁽¹⁸⁾。

おわりに

ベビーブーム世代の大量退職は、図書館の労働市場に大きな影響を及ぼす要因の一つと考えられるが、図書館員不足の要因はそれだけではない。その背景にある構造的变化のトレンドを理解しなければ有効な対処はできないと思われるが、その意味でも、IMLSの助成による上記全国的研究調査の成果が期待される。

(名古屋大学附属図書館：早瀬 均)

- (1) Dohm, Ariene. Gauging the labor force effect of retiring baby-boomers. *Monthly Labor Review*. 2000.7, 17-25.
- (2) Lynch, Mary Jo et al. "Retirement and recruitment: a deeper look". (online), available from <<http://www.ala.org/ala/ors/reports/recruitretire/recruitretire-adeerperlook.pdf>>, (accessed 2006-01-08).
- (3) Dohm, *op. cit.*, (1), 19.
- (4) Lynch, *op. cit.*, (2).
- (5) Lynch, *op. cit.*, (2).
- (6) Lynch, Mary Jo. "ALA recruitment & retirement survey". (online), available from <<http://www.ala.org/ala/ors/reports/recruitretire/recruitmentretirement.htm>>, (accessed 2006-01-08).
- (7) Davis, Denise M. "Librarian salaries: have they kept pace with inflation?". (online), available from <<http://www.ala.org/ala/ors/reports/LibrarianSalaries1982-2003-091605.pdf>>, (accessed

2005-12-12).

- (8) Newmarker, Chris. "Faced with shortage, New Jersey intensifies librarian recruitment". 2005. (online), available from <<http://www.phillyburbs.com/pb-dyn/news/104-01012005-425431.html>> (accessed 2005-12-12).
- (9) Lynch, *op. cit.*, (2).
- (10) Maatta, Stephanie. Closing the gap - placement and salaries 2004. *Library Journal*. 130(17), 2005, 26-33.
- (11) 利用サービス (public services) 担当者にはレファレンス担当者は含まれない。整理 (technical services) 担当者には目録担当者は含まれない。
- (12) Wilder, Stanley J. Demographic change in academic librarianship. Washington, D.C., ARL, 2003, 76p.
- (13) Kyriillidou, Martha et al. ARL annual salary survey 2004-2005. Washington, D.C., ARL, 2005, 108p.
- (14) McConnell, Carole. Staff and leadership shortages? Grow your own. *American Libraries*. 35(9), 2004, 34-36.
- (15) Low, Kathleen. California style. *American Libraries*. 35(9), 2004, 37-38.
- (16) Salomone, Susan. Recruiting in the region. *American Libraries*. 35(9), 2004, 36.
- (17) The Future of librarians in the workforce. (online), available from <<http://www.libraryworkforce.org/>>, (accessed 2006-01-08).
- (18) Institute of Museum and Library Services. (online), available from <<http://www.imls.gov/whatsnew/current/101405a.htm>>, (accessed 2005-12-17).

CA1584

ウェブによる図書館の情報発信： コンテンツ・マネジメント・システムの活用

最近、猫も杓子もウェブですが？

インターネットの急激な普及に伴い、情報発信の手段としてウェブサイトを活用する機関は増加する一方である。図書館の世界においては、利用案内や新着資料をRSS (CA1565参照) で発信するほか、OPACに電子資料の閲覧にレファレンスに複写申込みまで、あれもこれもウェブサイトで提供できるようになりつつある。

ウェブサイトで情報を提供することにより、利用者は「いつでも」「図書館に出向くことなく」図書館が保有する各種情報を入手することが可能となる。従来からの来館利用サービスに加えてウェブサイトからの情報提供も今後ますます重要になることは、今さら筆者などが言うまでもないことであろう。

とはいって、ウェブサイトを作るのは大変…

情報提供の手段としてウェブサイトを作成する場合、まず思いつくのはHTMLでウェブページを作成する方法であるが、残念ながらHTMLだけですべて解決、というわけにはいかないのが現実である。その理由としては以下のような点が考えられる。

(1)全員がHTMLを書けるわけではない：

HTMLは、文字・画像をどのようにブラウザ上

で表示させるかをコンピュータに指示する言語である。表示のさせ方は`<a>`（ハイパーリンクを張る）や`<table>`（表を描く）といった複雑な記号の組み合わせにより表現されるため、苦手とする人も当然ながらかなり存在する。

(2)HTMLだけですべての情報を表示させるのは難しい：

HTMLには、ウェブページで表示させたい情報をすべて書き込む必要があるが、幅広く膨大な情報を提供しようとすると、すべてをHTMLで作成していくは膨大な時間と労力を費やしてしまう。テキストエディタやホームページ作成ソフトを使えばHTMLファイル自体は効率的に作成できるが、その場合でも(3)に述べる課題が残ってしまう。

また、レファレンスや複写申込のように利用者が何らかのデータを入力・送信する必要のあるウェブページはHTMLだけでは作成できない。

(3)HTMLファイルを作れば完成、とはいかない：

コンテンツを作成する以外にもウェブサイト管理者が行うべき作業がある。まず、複数のHTMLファイルを作成した場合、関連するファイルをハイパーリンクでつなぐ作業が（ほぼ確実に）必要である。一つひとつリンク先のURLを書き込んで、ブラウザで確認して、あ、間違えた…を何度も繰り返すのは大変な手間である。また、HTMLファイルが完成しても、最後にこれをサーバにアップロードするという作業が残っている。従って、コンテンツ作成、即ウェブサイトに反映、というわけにはいかず、情報発信の即時性にも影響しかねない。

もしHTMLをコンピュータが自動的に作成し、登録・更新してくれる仕組みがあれば、ウェブサイト管理者は、ウェブサイトに掲載したい情報を考えてコンピュータに入力するだけでよくなる。HTML作成に

かかる時間と労力は大幅に削減でき、なおかつ、HTMLを苦手とする人でも簡単に情報を掲載することができるであろう。

HTML作成にかかる時間と労力を大幅に削減できるシステムとして最近注目されているのが、コンテンツ・マネジメント・システム（Content Management System : CMS）と呼ばれているものである。

CMSって何ですか？

辞書を引くと、CMSとは「Webログ、サイトや企業情報ポータルを、手軽に構築するための総合支援ソフト」であるとされている⁽¹⁾。

LAMP⁽²⁾などを用いてCMSを自作することも可能であるが、商用、フリーウェアのシステムも多数公開されており、広く使われているものには例えばXOOPS, Movable Type, Nucleusなどがある。

CMSは、概ね以下の機能を持っている。

- ・ウェブサイトで提供したい情報をコンピュータに登録すると、コンピュータがその情報を見せるためのHTMLを自動的に作成し、ハイパーリンクの生成、サーバへのアップロードも行ってくれる。情報の登録はワープロを打つ要領で文章を入力したり、ガイドスに従って処理を選択する程度で簡単に行える（図参照）。
- ・また、登録した情報の見せ方（ウェブサイト上の表示レイアウト、デザイン）を簡単に調整できる。
- ・コンピュータに登録した情報は、データベースに投入され、容易に管理することができる。（Wiki（CA1510参照）のように、コンテンツごとにファイルを作成して管理するものもある）

どんな風に使っているの？

CMSを導入しているウェブサイトは、新聞社、オンラインストアなど大量の情報を随時発信しているところに多く見られるほか、ウェブサイト作成にあたり特別な技術や知識を必ずしも必要としないことや更新の手間が少なくて済むことから、個人が運営するブログなどにも活用されている。

図書館について見ると、海外ではいくつもの図書館のウェブサイトで導入されているようである⁽³⁾。日本でも、例えば京都大学図書館機構⁽⁴⁾、鹿児島大学附属図書館⁽⁵⁾のウェブサイトなどがCMSを利用したウェブサイトとして挙げられる。

CMS導入の経過を文献によって知ることができる事例をひとつ挙げておくと、米国・ニュー

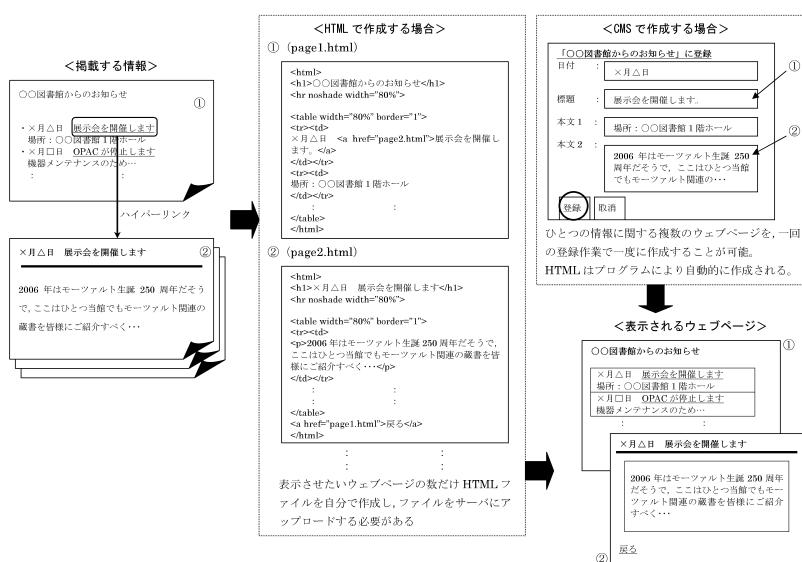


図 HTMLとCMSの情報登録作業

ヨークのストーニー・ブルック (Stony Brook) 大学の健康科学センター図書館 (Health Sciences Center Library) では、健康情報をより即時的かつ的確に提供すべく (図書館が医療、健康に関する情報をウェブサイトで発信する事例はCA1536, CA1587など参照), CMSを用いたウェブサービスを作成している⁽⁶⁾。

健康科学センター図書館では、オンラインで閲覧可能な資料 (電子ジャーナルなど) のリンク集をウェブサイト上で提供しているが、従来は資料へのハイパーリンクの張り替え、サーバ管理者へのリンク許可依頼、OPACの情報の更新、といった作業が手作業で行われていたという。CMS導入後は、新たに閲覧できるようになった資料をデータベースに登録すると、自動的にプロキシサーバとOPACにデータが送られて更新されるようになり、担当者の作業量が削減された。

また、チャットレファレンスサービス、職員向けヘルプデスクにもシステムを導入し業務の効率化を図っているほか、主題専門図書館員に管理権限を与え、図書館員が隨時ウェブサイトの情報を更新できるようにしている。

結局、CMSは「使える」のでしょうか？

CMSの導入の段階では、LAMP環境の各要素について幾分知識が必要となる場合もあるが、先の例からも窺えるように、導入したのちは殆どの作業がウェブブラウザ上でのテキスト入力やガイダンスに沿った選択といったウェブサイト閲覧時と同程度の操作のみで済むため、コンテンツの管理はすべてHTMLで作成する場合と比べると相当程度簡素化される。

このようなシステムを活用する事例は国内外を問わず確実に増えつつあり、今後もますます普及していくことは確実であろう。図書館サービスにおいてウェブサイトを使用する際には、是非とも選択肢に加えておく必要があると思われる。

(関西館事業部図書館協力課：上田貴雪)

- (1) 2005-06最新パソコン用語辞典. 東京, 技術評論社, 2004, 82. ; "CMS(content management system)". @IT情報マネジメント用語辞典. (online), available from <<http://www.atmarkit.co.jp/aig/04biz/contentmanagement.html>>, (accessed 2006-01-23).
- (2) LAMPとは、Linux (OS), Apache (ウェブサーバ), MySQL (データベース), PHP・Python・Perl (「P」で始まるプログラミング言語) の頭文字をとった略語で、ウェブアプリケーションを構築する環境のことを指す。これらはすべてオープンソースであり、無償での利用も可能であることも注目を集める要因であろう。
- (3) 特に、ウェブログ形式でニュースを発信する図書館のウェブサイトが多く見受けられる。 "Organizational Weblogs". Open Directory. (online), available from <http://www.dmoz.org/Reference/Libraries/Library_and_Information_Science/Weblogs/Organizational_Weblogs/>, (accessed 2006-02-16).
- (4) 京都大学図書館機構. (オンライン), 入手先<<http://www.kulib.kyoto-u.ac.jp/>>, (参照2006-02-16).

[kyoto-u.ac.jp/](http://www.kulib.kyoto-u.ac.jp/)>, (参照2006-02-16).

- (5) 鹿児島大学附属図書館. (オンライン), 入手先<<http://www.lib.kagoshima-u.ac.jp/>>, (参照2006-02-16).
- (6) Stony Brook University: Health Sciences Center Library. (online), available from <<http://www.hsclib.sunysb.edu/>>, (accessed 2006-01-24).

Ref: White, Andrew et al. Using LAMP applications to make our library shine. Computers in Libraries. 25(5), 2005, 6-8,53-56.

Winters, Jonah. What is A Content Management System ? Bahā'ī Library Online. (online), available from <http://bahai-library.com/?file=winters_what_is_cms>, (accessed 2006-01-25).

XOOPS Cube 公式サイト. (オンライン), 入手先<<http://jp.xoops.org/>>, (参照2006-02-08).

Movable Type. (オンライン), 入手先<<http://www.sixapart.jp/movabletype/index.html>>, (参照2006-02-08).

Nucleus CMS Japan. (オンライン), 入手先<<http://japan.nucleuscms.org/>>, (参照2006-02-08).

CA1585 ■ 北欧の移民・難民への図書館サービス －スウェーデンとデンマークの事例から

はじめに

平成12年国勢調査によると、日本の外国人人口は131万1千人。総人口の1.03%を占め、戦後初めて1%を超えた。国籍も多様化し、37か国で千人以上の人口を数える。一層深化する多文化社会・日本において、図書館が果たす役割を再考することは重要だろう。その導きの糸の一つは、図書館の多文化サービスで先進的な取り組みをしてきた国々の経験である。

1960年代以降、多くの外国人労働人口を受け入れ、加えて1980年代後半には流入する難民の数も増大していった北欧諸国は、図書館の多文化サービスに力を入れてきた。本論では、スウェーデンとデンマークの図書館の移民・難民サービスを紹介したい。

概して言えば、スウェーデンでもデンマークでも、移民・難民向けサービスの充実が目指す目的は同じだろう。それは、新しい国で不利な立場に追い込まれやすい移民・難民たちに十分な情報やサービスを提供し、彼らが自信を持って新しい国で生きていく支援することに要約できるのではないだろうか。スウェーデンとデンマークの事例から、目的を同じにする移民・難民向けサービスの異なる2つのアプローチを紹介する。

スウェーデンの事例

スウェーデンでは、地方 (regional), 地区 (local), 学校 (school) という3つのレベルの図書館が、移民・難民たちのスウェーデン社会への適応を助けている。

スウェーデン南西部、ヴェストラ・イエータランド

(Västra Götaland) 県のブロース (Borås) 市では、ブロース市立図書館、Hässlehus（種々のサービスを市民に提供する複合施設）の図書館、成人学校 (Komvux) 図書館がそれぞれ地方、地区、学校の図書館にあたる。

ブロース市立図書館では児童サービスに重点が置かれ、40言語の児童書が揃う。さらに図書館は、児童用の新聞、音楽、ビデオを外国から購入している。成人向けには、テープ、文法書、辞書などの教材の他、34言語の文献、160種類の外国語の新聞と定期刊行物が揃えられている。また、図書館員は、移民・難民の教育レベルの差を考慮し、比較的学歴の高い利用者にも対応できるよう広範な資料の収集を心がけている。

Hässlehusは、ブロース市ブレムフルト (Brämhult) 自治区内のヘッスレホルメン (Hässleholmen) にある複合施設で、図書館のほかクリエーションセンター、映画館などが併設されている。ヘッスレホルメンでは住民の46%がスウェーデン以外の国に出自を持つ。この地区では失業率の高さと犯罪が問題となっていたが、その原因の1つとして、移民・難民たちがスウェーデン語を習得しておらず、社会にうまく参加できていないことが指摘されていた。

Hässlehusの図書館は、移民・難民たちとそれ以外の市民の間に存在する社会的格差を埋める手助けをするために設立された。図書館は移民・難民の児童向けにスウェーデン語を習得するためのプログラムを用意し、母国とスウェーデンの文化的な統合のために、児童が母語とスウェーデン語のバイリンガルになることを勧めている。また、図書館で働く図書館員自身も移民であることは、移民・難民たちの助けとなっている。

成人学校図書館は、成人教育センターのための小さな図書館である。成人教育センターの生徒は2,000人で、彼らの多くが移民である。その母語はさまざま、70以上の言語に分けられる。

図書館員によると、成人学校図書館の生徒は非常に雑多だという。例えば、学校に通った経験のないコソボからの移民、スウェーデンに嫁いできた高等教育修了者がいる。彼らは仕事に役立てるためにスウェーデン語を習得したいと考えている。図書館員はスウェーデン語教育を通じて、彼らがスウェーデンで自信を持って生きていけるよう援助している。

移民・難民が新しい社会に適応する過程は、新しい国を賞賛する段階、挫折の段階、挫折を克服し、新しい国と調和的な関係を築く段階の3つに分類できる。上で紹介した異なるレベルの公共図書館は、異なる適応の段階に対応している。

ブロース市立図書館に代表される地方図書館は、新しい国についての情報、教育資源、さまざまな移民の言語による書籍など多様な資料を有する。これは、適

応の最終段階にある、知識や言語能力を伸ばす意欲のある移民向けの図書館であるといえる。

Hässlehus図書館に代表される地区図書館のサービスは、地区の持つ問題に根ざしたより個別的なものであり、挫折の段階にある移民たちを援助するものである。

成人学校図書館に代表される学校図書館は、適応の段階に関係なく重要なものであるが、挫折段階を乗り越え、調和段階へと向かう人々にとってより有益なものである。

このように、異なるレベルの図書館が協働して、移民・難民たちがスウェーデン社会に適応できるよう援助している。今後は、適応の段階に応じて図書館員を専門化することが、効果的な手段となるという指摘もある。

デンマークの事例

デンマークの事例として、図書館サービスへのIT活用で注目されるオーフス公共図書館の取り組みを紹介したい。

オーフス公共図書館は19の分館を持ち、257人のフルタイム職員を雇用、年間予算は2,200万ドル(約26.1億円)である。オーフスはデンマーク北部に位置し、住民の12%が移民・難民である。これは国全体の平均よりも高い。特に、オーフス西部の街ゲレロップ (Gellerup) には移民・難民が集中する。このような地域性から、ゲレロップにあるオーフス公共図書館の分館(以下ゲレロップ図書館)では、移民・難民サービスに力が注がれている。

オーフス公共図書館の最大の特徴はITに重点を置いたサービスの展開である。ゲレロップ図書館の移民・難民サービスもまた、ITに基礎を置く。ITの目覚しい進歩に伴い、デンマークでは情報利用に長けることが、社会で生き抜くための重要な条件となっている。スウェーデンと同じように、デンマークでも移民・難民は不利な立場に置かれることが多い。その状況を打破する手助けとして、図書館が移民・難民にITを学ぶ機会を提供し、彼らに力をつけさせようというのがサービスのねらいである。

ゲレロップ図書館とハスレ (Hasle) 図書館(オーフス公共図書館の分館の1つ。ハスレはゲレロップの北部の街で、移民・難民が特に多い)では、2002年から2007年の予定で、移民・難民が基本的なIT技術を習得するのを助ける"IT Competence Boost"というプロジェクトに取り組んでいる。プロジェクトでは、移民向け、ボランティア向け、図書館員向けの授業を準備しており、授業はすべて無料で、18か月にわたり実施される。移民・難民は、授業のなかで文書作成ソフトやインターネットの基本操作、電子メールやオンラインショッピングの方法など実践的なIT技術を学ぶことができる。

また、オーフス公共図書館が中心となって、移民・難民向けの情報システムであるFINFOが運営されている。13の言語でデンマーク社会についての有益な情報を提供し、45か国的情報へリンクが張られている。70以上のデンマークの市が、王立図書館の支援の下、FINFOに協力している。

ゲレロプ図書館はさまざまなサービスを提供しているが、資金やスタッフが潤沢なわけではない。1991年から2003年の間に、オーフス公共図書館への市の資金供給は、30%落ちた。逆境のなかサービスを支えるのは、図書館のセルフマネジメント力である。デンマークの図書館システムは脱中央集権が進んでおり、限られた予算の使い道は各図書館に委ねられる。オーフス公共図書館は、目標達成、アイディアの実行、新しい技術の習得をスタッフに促し、効率的に予算を活用することで生産性を高めてきた。

さらに助成金や開発基金といった制度を積極的に利用し、図書館が外部から資金を得ていることも大きい。実際"IT Competence Boost"プロジェクトは、オーフス公共図書館がEUの都市再生プログラム"UrbanII"に応募し、資金援助先として認められたことによって実現した。2004年にはその活動が評価され、オーフス公共図書館はビル・アンド・メリンダ・ゲイツ財団の「学習へのアクセス賞」を受賞、100万ドルの賞金を新たに手にした(E245参照)。今後はこの賞金を元手に、ITに主眼を置いた図書館サービスの充実を促進する計画だ。

おわりに

今後も北欧図書館の活動から目が離せない。一方、多文化サービスについては遅れをとっていると言われる日本で、図書館に関わって働く私たちは、北欧図書館の取り組みや経験を1つの報告として聞き流すのではなく、「私たちの経験」として咀嚼しなおし、日本の多文化サービスについて再検討することが必要なのではないか。

(関西館総務課：堤 恵)
つつみ めぐみ

Ref: 総務省統計局.(オンライン), 入手先<<http://www.stat.go.jp/da/ta/kokusei/2000/gaikoku/00/01.htm>>, (参照2005-11-30).
 Jackson, Jack. Århus Public Libraries:Embracing Diversity, Empowering Citizens in Denmark. CLIR Report. (131), 2005. (online), available from <<http://www.clir.org/pubs/reports/pub131/pub131.pdf>>, (accessed 2006-01-20).
 深井耀子. "スウェーデンにおける移民・難民への図書館サービス". 多文化社会の図書館サービス. 東京, 青木書店, 1992, 165-181.
 Yelena Jönsson-Lanevska. The gate to understanding:Swedish Libraries and Immigrants. New Library World. 106(1210/1211), 2005, 128-140.
 FINFO. (online), available from <<http://www.finfo.dk>>, (accessed 2006-01-25).

CA1586

動向レビュー

電子ジャーナルのビッグ・ディールが大学図書館へ及ぼす経済的影響について

1. はじめに

1990年代後半から大手商業出版社や学会が提供を開始したことによって急速に普及した電子ジャーナルは、一方で新しい価格設定や契約の方式を出版社と図書館との間に生み出した。本稿では、電子ジャーナルのサイトライセンス、一括取引、特にビッグ・ディールが大学図書館に及ぼす経済的影響を展望する。

2. 電子ジャーナルの価格体系⁽¹⁾ (CA1512参照)

電子ジャーナルの利用は、出版社やベンダーの電子ジャーナルのサーバにインターネットを介してアクセスするものが大半であり、その契約は物品の供給契約ではなく、サービスのライセンス（使用許諾）契約である。

電子ジャーナルの商用サービス開始時期には、電子ジャーナルの契約は印刷体雑誌契約のオプションであり、無料か利用料金を追加する形態が主流であった。電子ジャーナルの利便性が認識され、電子ジャーナルの利用が増加すると電子ジャーナルの契約は印刷体雑誌の契約と分離されるようになり、電子ジャーナルの価格は印刷体雑誌と同額か、あるいは低く設定されるようになった。また、Blackwell社のように印刷体雑誌のみの価格設定ではなく、実質的に電子ジャーナルの価格が大部分を占める出版社もある。

3. 電子ジャーナルのサイトライセンス

テノピア (Carol Tenopir) が指摘しているように、研究者による学術雑誌の利用の中心は、個人が購読する雑誌 (individual subscription) から図書館などの機関が購読する雑誌 (institutional subscription) へ移行した⁽²⁾。また、電子ジャーナルの登場によって、学術雑誌の利用は図書館内での利用から大学やキャンパスを単位とするサイトライセンスによる利用に変化してきた。

サイトライセンスは「ソフトウェア製造者あるいはベンダーが、ライセンサーによる年間契約料金の支払と交換に、会社、法人、組織、機関内の一定のIPアドレスあるいはIPアドレス帯域に属する全コンピュータに対し、特別な条件下でソフトウェア製品使用についての公式許可を与えることである。価格設定は、コミュニティ内の利用者数、同時利用者数、特定コンテンツに対する潜在的利用者数またはその組合せに基づく」と定義されている⁽³⁾。

通常、商業出版社は、印刷体雑誌に10%から25%の追加料金で電子ジャーナルのサイトライセンスを含め

るか、電子ジャーナルのみの購読を印刷版とほぼ同じ価格で提供する。非営利雑誌の電子ジャーナル購読価格は極めて多様である。例えば2001年の時点で *Science* の電子ジャーナルのサイトライセンス購読価格は1,500ドルから5,500ドルであり、印刷体雑誌の機関購読価格370ドルの何倍にもなるが、*PNAS* は970ドルで印刷体雑誌を購読している機関に追加料金なしで電子アクセスを提供した⁽⁴⁾。

また、商業出版社や非営利出版社は、階層価格体系 (tiered pricing) を導入した。階層価格体系は「購読機関を（規模などによって）カテゴリー化し、紙版と電子版の両方を購読する場合の一雑誌ごとの（紙版と電子版の合計）購読料金を、カテゴリーによって差別化する料金」である。これによって小規模な機関は大規模な機関に比べて低い購読価格が査定されている⁽⁵⁾。

4. 電子ジャーナルの一括取引 (bundled deal) あるいはビッグ・ディール (big deal)

出版社による電子ジャーナルの販売は、従来のタイトル単位の他に、分野別のコレクションや全タイトルを対象とする一括取引が提供されている。一括取引では、タイトルごとに購読するよりも著しい値引きで出版社の全タイトル購読することができる。このような雑誌コレクションの一括販売はビッグ・ディールとも呼ばれる。この用語はウィスコンシン大学マディソン校の図書館長であるフレージャー (Kenneth Frazier) が2001年に *D-Lib Magazine* に執筆した意見記事で名づけた⁽⁶⁾。

ビッグ・ディールは、図書館や図書館コンソーシアムが、既に購読している雑誌の支払実績にアクセス料金を加えた費用で、出版社の雑誌のすべてか大部分へのアクセスする権限を購入する、包括的なライセンス契約である。複数年のビッグ・ディール契約では、図書館が個別雑誌の購読を継続した場合に適用される価格の値上がりよりは低い年間の値上がりが明示されている一方で、出版社は図書館が購読を中止し、支払費用を削減する可能性を制限するのが一般的である⁽⁷⁾。

ビッグ・ディールは、学術雑誌の価格の高騰と図書館予算の削減という大学図書館における雑誌の危機 (serials crisis) への対応策として登場した⁽⁸⁾。

5. ビッグ・ディールが大学図書館にもたらすもの

北米研究図書館協会 (Association of Research Libraries: ARL) のデータによれば、1997年から2003年にかけて北米の大規模研究図書館での雑誌の平均受入タイトル数は約20%増加し、特に小規模図書館の成長率が著しく向上した。これは、一部の批判はあるにせよ、多数の学術機関が受け入れているビッグ・ディールによるものである。このモデルによって図書館は、印刷体雑誌では不可能であった多数のタイトルの利用とコレクションへの多くの新規タイトルの追加が可能

となった。それは特に、コンソーシアムに参加した小規模の大学図書館に著しい⁽⁹⁾。例えば、米国ニューヨーク州のコンソーシアムであるPi2では2001年に *Science Direct* の3年間のシェアードアクセス・ライセンスを締結した。その結果、2003年には Elsevier社の雑誌を 16 タイトルしか所蔵していない Siena College (Siena College) は 1,285 タイトルにアクセスすることができた⁽¹⁰⁾。

ビッグ・ディール導入は明らかな成功を収めたにも関わらず、財政状況の悪化に伴って特に大規模図書館からの抵抗が発生した。それは、1)印刷体雑誌よりは低く抑えられているが、毎年価格が上昇する(5%程度)、2)価格算定の際に過去の支払額の実績 (historical spend) が基礎となり、その維持が条件となる、3)契約期間中に購読の中止が全く認められないか、非常に制限される、という問題に起因するものであった。

5. 1. 大学図書館の対応

事実、米国では、大学図書館における雑誌の増加する購入費用と雑誌を購入するための予算の減少あるいは停滞という課題がある一方で、新規タイトルを購読するための購読中止の禁止という制約があるため、2003年にビッグ・ディールの更新が大きな問題になった。コネル大学、デューク大学及びノースカロライナ大学チャペルヒル校を含む一部の主要大学は、出版社の条件を拒絶するという措置をとり、2004年にビッグ・ディールから手を引いた⁽¹¹⁾。

コネル大学は Elsevier とのビッグ・ディールを中止し、Elsevier の数百タイトルの購読を取りやめた⁽¹²⁾。トライアングル研究図書館ネットワーク (Triangle Research Library Network: TRIN) の4つの参加館であるデューク大学、ノースカロライナ中央大学、ノースカロライナ州立大学及びノースカロライナ大学は、Elsevier社の *Science Direct* のシェアードアクセス及び Blackwell社のシナジー (Synergy) の全タイトルを更新しなかった。その代わりに必要に応じて2社が出版する雑誌を個別に購読し、あるいはドキュメント・デリバリーにより論文を提供しようとした。それは、ビッグ・ディールを契約する限りは、研究者の変わつつある情報要求に応じて新しいタイトルを購読できないという認識に立ったものであった⁽¹³⁾。

オハイオリンク (CA1530参照) は、オハイオ州の財政の悪化を受けた予算の削減により、2005年から利用頻度の少ない Springer 社の 346 タイトル及び Blackwell 社の 144 タイトルの中止を行った⁽¹⁴⁾ (E296 参照)。

オランダでは、オランダ大学・王立・王立科学アカデミー図書館協会 (UKB) が Elsevier を始めとするいくつかの出版社と 5% から 6% の上限値上げ率の設定 (プライスキャップ)，電子ジャーナルのみの別のオプ

ション契約等を条件とする3年から5年の全タイトルアクセスパッケージ契約を結んでいたが、2004年6月から交渉を行い、新しい削減モデルを締結した⁽¹⁵⁾。

英国では、大学図書館におけるビッグ・ディールからの撤退について具体的な報告はないが、コンソーシアム・サイトライセンス契約とビッグ・ディールが大学図書館の予算構造に圧迫を加えている。スコットランド、グラスゴーのストラスクライド大学、グラスゴー・カレドニア大学及びグラスゴー大学における雑誌予算の配分方法の展開を検討したロバーツ（Michael Roberts）ら⁽¹⁶⁾は、電子ジャーナルのビッグ・ディールに柔軟に対応するには各学部への委譲予算ではなく、図書館による雑誌予算のある程度の集中管理が不可欠であることを指摘している。

5. 2. 経済的影響の一般的考察

ベルグストロム（Carl T. Bergstrom）ら⁽⁴⁾は、情報財（information goods）としての学術雑誌や電子ジャーナルの市場特性を、1)電子ジャーナルは他の多くの利用者にそれほど経費をかけずに転売できる、2)電子ジャーナルは出版社やベンダーがサイトライセンスによって企業や大学に対して電子ジャーナルのセットへの一括アクセス（aggregated access）を販売できる、3)学術雑誌の市場には新たな競争雑誌の搬入をばばる明確な法律上の障壁がないにも関わらず、主要な商業出版社が強い独占権を享受し、それが著作権法によって維持されている、4)電子ジャーナルの一括販売とサイトライセンスには類似性があり、両方の装置は買い手の支払意欲を減らすことによって独占販売者の利益を増加させる、と指摘している。さらに、基礎的なミクロ経済学と初等統計理論を使ってサイトライセンスの費用と便益について分析し、出版社の利益を最大化するように価格設定された営利雑誌のサイトライセンスは大学にとって経済的に不利になり、平均費用を回収すると同時に購読部数を最大化するように価格設定された学会及び大学出版会の非営利雑誌のサイトライセンスは、科学コミュニティに広く有益である、とまとめている。

一方、ジェオン・スローター（Haekyung Jeon-Slaughter）ら⁽¹⁷⁾は、大学のような機関向け電子ジャーナルのビジネスモデルについて検討し、一括販売の電子ジャーナルとサイトライセンスは、個人購読の減少によって失われた利益を取り戻そうとするものであり、このような市場戦略は学術雑誌市場では、1)機関の予算が大幅に削減され、実際の値引きの代わりに一括販売が本質的に引き起こす無駄が無視できなくなっている、2)一括販売価格が利用可能な総経費に近づいた場合、一括販売が進むか、コミュニティが求める情報のほとんどが利用できなくなる、3)機関購読（の中止）が個人購読の決定に及ぼす影響よりも個人

購読（の欠落）が機関の決定に及ぼす影響が大きい、ので機能しないと述べた。さらに文献調査によって出版社の将来の市場占有率が限定されることを示し、出版社が独占力を持っていることを前提とした電子ジャーナルの一括販売はもはや適正なビジネスモデルではない、と主張している。

6. おわりに

わが国では国立大学図書館協会、日本医学図書館協会・薬学図書館協議会及び私立大学図書館による電子ジャーナル・コンソーシアムが成立している⁽¹⁸⁾。コンソーシアムによる電子ジャーナルの契約内容は出版社との契約で非開示となっているため、わが国の大学図書館では導入の経緯や利用についての報告や紹介はあるが、経済的影響についての言及は全体レベルに留まっている⁽⁸⁾。今までのレビューからも分かるように電子ジャーナルのビッグ・ディールが大学図書館に及ぼす経済的影響は大きく、わが国の大学図書館でも少なからず問題になっていると仄聞している。大学ないしは図書館内部の検討に留まっていると思われる電子ジャーナルのビッグ・ディールの経済的影響について、オープンアクセス等の新たな学術コミュニケーションのモデルの検討とあわせて、導入タイトル、利用データ、経費等の基礎的データに基づく調査や検討が進展することを期待したい。

（山形大学附属図書館：加藤信哉）

- (1) 岩崎治郎. 電子ジャーナルの価格体系・契約形態の変遷と現在. 情報管理. 47(11), 2005, 733-738.
- (2) Tenopir, Carol et al. Patterns of journal use by scientists through three evolutionary phases. D-Lib Magazine. 9(5), 2003. (online), available from <<http://www.dlib.org/dlib.may03/king/05king.html>>. (accessed 2006-02-14).
- (3) Reitz, Joan M. Dictionary for library and information science. Westport, Conn., Libraries Unlimited, 2004, 664.
- (4) Bergstrom, Carl T. et al. The costs and benefits of library site licenses to academic journals. PNAS. 101(3), 2004, 897-902. (online), available from <<http://www.pnas.org/cgi/doi/10.1073/pnas.0305628101>>, (accessed 2006-02-14).
- (5) Hahn, Karla L. Tiered pricing: implications for library collections. Portal: Library and the Academy. 5(2), 2005, 151-163.
- (6) Frazier, Kenneth. The librarian's dilemma: contemplating the cost of the "Big Deal". D-Lib Magazine. 7(3), 2001. (online), available from <<http://www.dlib.org/dlib/march01/frazier/03frazier.html>>, (accessed 2006-02-14).
- (7) Frazier, Kenneth. "What's the Big Deal?" Growth, creativity and collaboration: Great visions on a great lake. The Haworth Information Press, Binghamton, NY, 2005, 49-59.
- (8) 土屋俊. 学術情報流通の動向. 現代の図書館. 42(1), 2004, 3-30.
- (9) Schonfeld, Roger C. et al. Digital savings. Library Journal, March 1, 2005. (online), available from <<http://www.libraryjournal.com/article/CA504648.html>>, (accessed 2006-02-

- 14).
- (10) Ebert, Loretta "What's the Big Deal? "Take 2" or, how to make it work for you..."Growth, creativity and collaboration: Great visions on a great lake. The Haworth Information Press, Binghamton, NY, 2005, 61-68.
- (11) Suber, Peter "University actions for open access or against high journal prices". Open-Access Lists. (online), available from <<http://www.earlham.edu/~peters/fos/lists.htm#actions>>, (accessed 2006-02-14).
- (12) Knight, Jonathan Cornell axes Elsevier journals as price rise. Nature. 426(6964), 2003, 217.
- (13) Gibbs, Nancy J. Walking away from the 'big deal': consequences and achievements. Serials. 18(2), 2005, 89-94.
- (14) Facing Funding Shortfall, OhioLINK To Cut Resources. Library Journal. February 7, 2005. (online), available from <<http://www.libraryjournal.com/article/CA501648.html>>, (accessed 2006-02-14).
- (15) Verhagen, Nol. All or nothing: towards an orderly retreat from big deal - recent negotiations in the Netherlands. Serials. 18(2), 2005, 95-97.
- (16) Roberts, Michael et al. The impact of the current e-journal marketplace on university library budget structures: some Glasgow experiences. Library Review. 53(9), 2004, 429-434.
- (17) Jeon-Slaughter, Haekyung et al. Economics of scientific and biomedical journals: where do scholars stand In the debate of online journal pricing and site license ownership between libraries and publishers. First Monday: Peer-reviewed journal on the internet. 10(3), 2005. (online), available from <http://www.firstmonday.org/issues/issue10_3/jeon/index.html>, (accessed 2006-02-14).
- (18) 宇陀則彦. 電子ジャーナル・コンソーシアムの現状. 電子情報環境下における科学技術情報の蓄積・流通の在り方に関する調査研究(平成15年度調査研究). 京都, 国立国会図書館関西館, 2004, 45-57. (オンライン), 入手先<http://www.ndl.go.jp/jp/library/lis_research/no2/lis_rr_026.htm>, (参照2006-02-14).

CA1587**動向レビュー****米国国立医学図書館と図書館情報学国家委員会による
健康情報サービス支援事業****1. はじめに**

米国では、国立医学図書館(National Library of Medicine ; NLM)が、医療専門家だけでなく、市民一般をもサービス対象とする方針転換をはかり、1990年代おわりから一般向け健康情報サービス(Consumer Health Information Service)の牽引役を果たしている。同図書館では、信頼のある健康情報サイト MEDLINEplus⁽¹⁾や多くのデータベースを無料公開するほか、助成や関連の研究活動で個々の図書館や地域におけるサービスの支援事業を推進している。

2004年から2005年にかけ、2号に渡って一般向け健康情報特集を組んだ *Library Trends*誌に詳細が報告された「健康情報アクセスプロジェクト」は、同図書館が一般市民やサービスの届きにくい環境にある医療専門家を含めた、地域での健康情報サービス強化のために1999年から18か月にわたって行った助成事業である。計53のプロジェクトが対象となった⁽²⁾。

また最近では、大統領および連邦議会の諮問機関である図書館情報学国家委員会(National Commission on Libraries and Information Science ; NCLIS)が、重点領域の一つである「健康情報の提供に関する図書館の役割の拡充」の最初の事業として、図書館による健康情報サービスを展開する37プロジェクトを健康情報モデルプログラムとして表彰し、2005年2月にその報告書を大統領などへあて提出した(E331参照)⁽³⁾。

本稿では、米国において1970年代から展開されてきた様々な種類の図書館による健康情報サービスに対する制度的な支援として、前述の助成と表彰事業について解説する。あわせて、先進的なサービスとして同助成と表彰の対象となった事例についても、それぞれの報告書から紹介したい。

2. 米国国立医学図書館(NLM)による助成事業

NLMは、長らく医療専門家だけを利用者として焦点を定めてきたが、政府の健康重点政策を受け、その長期計画⁽⁴⁾に一般向け健康情報サービス、およびその支援を重点目標として掲げるようになった。初めての大きな関連事業は、1998年から公共図書館を中心に実施された実験プロジェクトであった。同プロジェクトの結果、1)公共図書館が健康情報サービスの拠点としてふさわしいこと、2)主に研修の面で医学図書館が公共図書館に協力できること、3)地域での医学および公共図書館などの協力が重要なことなどが指摘された⁽⁵⁾。1999年から並行して進められたのが「健康情報アクセ

「プロジェクト」で、一般向けサービスを前提とした健康情報サービスを提供する図書館等への助成事業である。このプロジェクトは、地理的にサービス拠点から離れているということだけではなく、いわゆるマイノリティと呼ばれる英語を母国語としない少数民族であったり、または経済的な理由や適切な教育機会がないために読解力やコンピュータの扱いが不得手であったりと、情報サービスを受ける上で様々な障壁のある人々に手を差し伸べる「アウトリーチプログラム」の一つとして位置づけられた。このため、申請にあたっては、障壁を取り除くひとつの手段として特に電子的な情報アクセスに焦点を置くことが条件とされた。助成金として11の単独機関にそれぞれ1万ドル、42の複数機関から成るプロジェクトにそれぞれ4万ドルが、全国医学図書館ネットワーク(National Network / Libraries of Medicine; NN/LM)の地域拠点図書館(Regional Medical Libraries; RML)を通じて授与されている。プロジェクトの実施地域は34州とワシントン特別地区の計35地区に渡っている。Library Trends誌の報告には、個々の事例紹介はないが、全体の傾向、プロジェクト成功の鍵などの分析結果がまとめられている。

3. 図書館情報学国家委員会(NCLIS)による表彰事業

NCLISは、1970年に創設された、大統領と議会に図書館情報政策について勧告をするための米国政府の恒久的な独立機関である。2004年1月に、数年ぶりに空席が埋められ、16名の委員がそろったのを機に、国民の利益につながる図書館情報サービスを目指して、3つの目標を設定し公表した。

- 1) 図書館情報サービスの評価
- 2) 国民の暮らしと図書館情報学の関連性の強化
- 3) 図書館情報サービスの拡充と改善のための調査開発の促進

これらの目標のもと、さらに6つの重点領域が打ち出されたが(E308参照)⁽⁶⁾、「健康情報の提供に関する図書館の役割の拡充」はそのひとつである。背景にはやはり政府の健康重点政策があり、病気や医療に関する情報ニーズへの対応に加えて、Healthy People 2010⁽⁷⁾に代表されるような健康的なライフスタイルを推奨する運動への協力が期待されている。

この健康情報に関する重点領域について、同委員会内にタスクフォースが組織され、リーダーには地域の健康運動の旗手でもある通信社のコラムニストが採用され、メンバーには公共図書館関係者と公衆衛生学の研究者が指名された。同タスクフォースは活動の手始めとして、2004年NCLIS消費者健康情報図書館栄誉賞(The 2004 NCLIS Blue Ribbon Consumer Health Information Recognition Awards for Libraries)と称する表彰を実現した。同表彰の目的は、受賞プロ

グラムを称えるとともに、これから健康情報サービスを始める図書館のために参考となる成功事例を集めることと、それらを大統領や議会への提言の材料とすることである。賞金はない。表彰にあたって同委員会は、全米各州の図書館団体代表(Chief Officers of State Library Agencies; COSLA)に協力を仰ぎ、各州から推薦されたプログラムのうち37のプログラムを選んでいる。このためか、受賞プログラムが複数存在する州はないが、先のNLM助成を受けたプロジェクトもいくつか含まれている。いずれのプログラムも影響の大きさ、革新性、そして他の図書館でも応用可能であるという観点から選ばれた。同委員会は、各事例をまとめた報告書に添付された、大統領などにあてた手紙の中で、健康情報サービスにおける図書館の位置づけを調査するために、医療関係組織など官民の協力関係の創設を求める提言をしている。

4. 二つの報告にみる健康情報サービスの成功事例

4. 1. サービスの担い手と協力・分業

NLMの助成プログラムは、1998年の実験プロジェクトでも支持された「直接サービスをする公共図書館とそれを支援する医学図書館」という組み合わせが多く、公共図書館と大学医学図書館(33%)、あるいは公共図書館と病院図書館(29%)の共同プロジェクトがそれぞれ約1/3ずつを占めている。一方、NCLISの表彰プログラムも、15(41%)が複数の組織の共同事業に力をいれているが、単独の館種や3館種以上の例もあるなど、その組み合わせは多様である。地域の事情によって適切なサービスの担い手が異なることは、個々の事例を見ると理解できる。たとえば、マサチューセッツ州やワシントン州の受賞プログラムは、RMLとなっている大学医学図書館の活動である。公共、大学医学、病院の3種類の図書館以外の担い手もいくつかのプログラムで見られる。大規模病院(ミシガン州)、医師会図書館(デラウェア州)、医学会(フィラデルフィア州)、健康教育センター(ジョージア州)などがそれである。

NCLISの事例では、協力、あるいは分業体制の具体例が紹介されている。たとえば、大学医学図書館で専門的な知識へのニーズに応える体制として、ワシントン州では、公共図書館で受けた専門的な質問を地域拠点の医学図書館へ回付している。また、カンザス州では、公共図書館の健康情報サービスを実施するためのコーディネーターとして医学図書館員が指名されている。ニューハンプシャー州、テネシー州のプログラムは大学医学図書館での専門資料の提供例で、要望に応じて特定トピックの資料を集めて提供する情報パケットサービスを実施している。

公共図書館と医療専門家との協力関係も多く見られる。フロリダ州のプログラムでは、公共図書館でのレ

ファレンスサービスに医療専門家を起用している。ルイジアナ州のプログラムでは、古くから出張クリニックの会場として地域で身近な公共図書館が使われていて、その延長で健康情報サービスが行われている。また、ハワイ州では、医療機関が患者に対して公共図書館での情報入手を勧めている。ヴァージニア州のプログラムは、医師が患者に必要な情報を"処方する"「情報処方プログラム」である。これは、NLMが米国内科医師会と協力して主導するプロジェクトで、MEDLINEplusからの情報を主に利用している。

4. 2. 活動内容

報告書の中で注目して取り上げられている活動内容は、教育研修、ウェブサイト構築、特定地域やグループに対するサービス、そして広報やマーケティングである。

教育研修は、NLM助成プロジェクトでは85%にあたる45のプロジェクトで実施されていて、計820セッション、13,750名が参加している。NCLIS受賞プログラムでも19(51%)が研修に力を入れている。対象者として、図書館員向け、一般市民向け、医療関係者向けの三種類があるが、最も頻繁に行われているのは、大学医学図書館員が協力する公共図書館員向け研修である。NCLISの受賞プログラムでは、オクラホマ州、テネシー州、ユタ州、ワシントン州などの事例があげられる。類似の例はニューヨーク州のプログラムで、ここでは公共図書館が病院図書館と提携して医学図書館員を雇用している。この医学図書館員はNLMなどの助成金を受け、2003年の1年間で州内30館の図書館員225名に対して研修を行った。さらにいくつかの公共図書館で健康情報プログラムのコンサルティングにあたるなど、幅広い活動を行っている。また、ネブラスカ州では、1985年から公共図書館員の健康情報サービスのための研修プログラムを実施し、研修ビデオも作成している。

一般市民向けの教育活動は、自らインターネット上の健康情報を探したい人向けに、信頼できる情報源を探すセミナーを中心である。ちなみに、米国では、74%の成人がインターネットに接続できる環境にあり、そのうち72%が健康情報を探したことがあると言っている⁽⁸⁾。また、公共図書館の98.9%が利用者にインターネット環境を提供しているので、自宅からのインターネット接続ができない人もここで利用が可能である⁽⁹⁾。そのため、公共図書館分館での演習つきのセミナーが効果的であるという結果が、NLM助成事業の分析として報告されている。ユニークなのは、MEDLINEplusの普及のために、11年生(高校生相当)にデモと演習のクラスを実施したテキサス州の例である。計2,000名の参加者はさらに同級生や地域へのMEDLINEplusの利用促進に一役買うことを期待され

ている。医療関係者を対象に、一般向けのリソースやその探し方を教える教育プログラムは、公衆衛生情報サービスを並行しているアリゾナ州や、前述のヴァージニア州の「情報処方プログラム」などで実施されている。

既存のインターネット上の健康情報を利用したり、その探し方を一般市民に教えると同時に、信頼できるリソースへのリンクや、地域に根ざした情報をオリジナルで搭載するウェブサイト構築を主眼とするプロジェクトも多い。NLMの助成のうち38プロジェクト(70%)がそうであった。NCLISの事例にも掲載されているハワイ州のプログラムでは、多くの島が分散している地理的な特徴から、情報提供のゲートウェイとなるウェブ構築は不可欠であった⁽¹⁰⁾。また、移民の多い地域の特徴にあわせ、特にスペイン語など、英語以外の言語を含む多言語によるウェブサイトを構築する例も多い。ほかに、類似のプロジェクトと相乗りで情報ウェブサイトを構築、運営している例もある。アリゾナ州のAZHealthInfo⁽¹¹⁾は、地域の公衆衛生関係者向けの情報サイトを一般向けにも拡充したものである。また、コロラド州では、デンバー市の公共図書館と環境健康部門が協同し、公共図書館の健康情報サイト⁽¹²⁾と健康促進を目標とする医療関係者向けのDenver Healthy People 2010のサイト⁽¹³⁾を並行して構築、運用している。

サービスの行き届きにくい地域や、特定グループへのサービスは、NLMでもアウトリーチサービスとして重きを置いている。NLM助成のプロジェクトでも、移民など、いわゆるマイノリティへのサービスを9件が、高齢者向けサービスを7件が実施している。NCLIS受賞プログラムでも16(43%)件が、これまでサービスが不十分だった地域や、マイノリティ向けサービスを特に実施している。具体的な活動としては、サウスカロライナ州の広範囲の遠隔地サービスを目指したウェブサイト⁽¹⁴⁾や、移民が多いワシントン州の民族や言語ごとの健康情報を搭載したウェブサイト⁽¹⁵⁾、アイダホ州やインディアナ州で実施されている高齢者向けコンピュータリテラシーも含めた、インターネットによる健康情報の探し方を教えるプログラムなどがある。

広報やマーケティングの重要性は、NLMの報告書で特に指摘されている。半数以上のプロジェクトで宣伝用のしおりやパンフレット、ポスターの作成が行われ、その他、地元メディアへのニュースリリースや、関連行事への参加などが実施されたと報告されている。

5. NLMとNCLISの今後の関連活動

NLMは、ここで紹介した事業以降も引き続きマイノリティ向けサービスを対象とした助成金事業を継続している。また、NCLISは内容を改訂して再び表彰

を実施する予定である。2006年NCLIS図書館健康情報賞(2006 NCLIS Health Awards for Libraries)⁽¹⁶⁾がそれで、2006年1月末まで候補を募集中である。2004年と同様にCOSLAを通じて候補が集められるが、二次審査には米国医師会会长ほか数名の医療関係者も加わり、表彰式は2006年5月、NLMを会場として行われる予定のことである。さらに、トップ10には1,000ドル、最高賞には2万ドルが賞金として授与されるなど、より影響力の大きな賞として企画されている。また、受賞対象には公共図書館だけでなくすべての館種が対象となることが強調され、より広く事例を集め、当初の計画に示されていた健康情報サービスのプロトタイプ作成を目指すものと思われる。

6. おわりに

本稿で紹介したNLMやNCLISのほかにも、図書館による一般向け健康情報サービスを支える全国規模の組織は多く存在する。公共図書館向けのサービスガイドラインやガイドブックを刊行する米国図書館協会の公共図書館部会(Public Library Association ; PLA)や、同じようにガイドブックの出版や継続教育、認定制度を運営する米国医学図書館協会(Medical Library Association ; MLA)、科学的な健康に関する知識を高めるための一般向け冊子を作成して配布している米国科学振興協会 (American Association for the Advancement of Science ; AAAS)⁽¹⁷⁾などである。

また紹介した事例のように、地域の特徴にあわせた多様なサービスも各地で実行されている。手厚い支援体制と、実績の積み重ねが、米国での一般への健康情報サービスの発展を支え、さらに活性化している様子がうかがえる。

(慶應義塾大学信濃町メディアセンター：酒井由紀子)

- (1) MEDLINEplus. (online), <<http://www.medlineplus.gov>>, (accessed 2006-01-15).
- (2) Ruffin, A. B. et al. Access to Electronic Health Information for the Public: Analysis of Fifty-Three Funded Projects. *Library Trends*. 53(3), 2005, 434-452.
- (3) The United States National Commission on Libraries and Information Science (NCLIS). Libraries and Health Communication Task Force. "Libraries and health communication: model programs in health information provided by libraries throughout the nation: the 2004 NCLIS Blue Ribbon Consumer Health Information Recognition Awards for Libraries". [May 2, 2005] (online), available from <<http://www.nclis.gov/info/ModelProgramsReport04-19-05.pdf>>, (accessed 2006-01-15).
- (4) National Library of Medicine. "Long range plan 2000-2005." 2001. (online), available from <<http://www.nlm.nih.gov/pubs/plan/lrp00/lrp00.html>>, (accessed 2006-01-15).
- (5) Wood, F. B. et al. Public library consumer health information pilot project: results of a National Library of Medicine

evaluation. *Bulletin of the Medical Library Association*. 88(4), 2000, 314-322. (online), available from <<http://www.ncbi.nlm.nih.gov/picrender.fcgi?artid=35252&blobtype=pdf>>, (accessed 2006-02-01).

- (6) The United States National Commission on Libraries and Information Science (NCLIS). "Special report: the new NCLIS". January 2005. (online) Available from <<http://www.nclis.gov/libraries/SpecialReportNewNCLIS.pdf>>, (accessed 2006-01-15).
- (7) Healthy People 2010. (online), <<http://www.healthypeople.gov/>>, (accessed 2006-01-15).
- (8) "Number of cyberchondriacs - U.S. adults who go online for health information - increases to estimated 117 million". The Harris Poll, (54), July 15, 2005. (online), available from <http://www.harrisinteractive.com/harris_poll/index.asp?PID=584>, (accessed 2006-01-16).
- (9) Bertot, J. C. et al. *Public libraries and the Internet 2004: survey results and findings*. 2005, 111p. (online), available from <<http://www.ii.fsu.edu/projectFiles/plinternet/2004.plinternet.study.pdf>>, (accessed 2006-01-18).
- (10) Hawaii Health Portal. (online), <<http://hawaiihealthportal.org/>>, (accessed 2006-01-15).
- (11) AZHealthInfo. (online), <<http://www.AZHealthInfo.org>>, (accessed 2006-01-15).
- (12) "Health and Medicine". Denver Public Library. (online), <<http://denverlibrary.org/research/health>>, (accessed 2006-01-15).
- (13) Denver Healthy People 2010. (online), <<http://www.denvergov.org/hp2010>>, (accessed 2006-01-15).
- (14) Hands on Health South Carolina. (online), <<http://www.handsonhealth-sc.org>>, (accessed 2006-01-15).
- (15) Echonomed. (online), <<http://www.ethnomed.org>>, (accessed 2006-01-15).
- (16) 2006 Health Awards for Libraries. (online), <<http://www.nclis.gov/award/healthawards06.html>>, (accessed 2006-01-15).
- (17) Healthy People Library Project. (online), <<http://www.healthlit.org/>>, (accessed 2006-01-15).

Ref: 酒井由紀子. "北米における消費者健康情報(Consumer Health Information)の歴史と現状". 健康・医学情報を市民へ. 東京, 日本医学図書館協会, 2004, 67-130.

CA1588

動向レビュー**e-ラーニング時代の図書館サービス****1. e-ラーニングとは**

e-ラーニングとは、情報通信技術（ICT）を活用した学習形態の総称で、衛星通信やウェブを利用した遠隔学習だけでなく、図書館や学校で行われているICTを活用した学習も含まれる。本稿では、最新の文献から把握した米国の大学図書館が実施するe-ラーニング支援サービスのガイドラインとその実施状況を報告するとともに、英国図書館（BL）とニュージーランド国立図書館におけるe-ラーニング支援への取り組みを紹介する。

2. 大学図書館のe-ラーニング支援

米国大学・研究図書館協会(ACRL)は、2000年に、「遠隔学習図書館サービスのためのガイドライン(Guidelines for distance learning library services)」を作成した⁽¹⁾。以下では、このガイドラインの概要とともに、大学図書館サービスがガイドラインをどの程度満たしているかに関する調査結果を紹介する。

2. 1. ACRL大学図書館のe-ラーニング支援ガイドライン**ライ**

ガイドラインの前提としては、以下のようない本方針が示されている。

- (1)e-ラーニングコミュニティの構成員（学生・教職員）は、伝統的なキャンパスで学生や教職員に提供されている図書館サービスと同等のものを受けける権利がある。
- (2)一般的な書誌と情報リテラシーの教育を通じて大学生に生涯学習スキルを身に付けさせることは、高等教育の主たる成果であり、これはe-ラーニングコミュニティにも求められる。
- (3)e-ラーニングコミュニティの質を保証するために、独自の投資や計画が必要である。
- (4)e-ラーニングコミュニティを支援するためには、大学図書館の通常経費に加えて、別途資金を確保すべきである。
- (5)e-ラーニングを提供する大学では、図書館と他の基盤機関の間の連携の必要性を認識する必要があり、e-ラーニング支援図書館サービスが全国および地域の認定基準や専門職組織の標準を満たしていることを保障する義務がある。
- (6)e-ラーニングを提供する大学では、プログラム計画の初期段階から、図書館の管理者を関与させる必要がある。
- (7)大学図書館は、e-ラーニングコミュニティ独自のニーズを満たすための資源やサービスを識別、開発、調

整、提供し、そのパフォーマンス測定を継続的に実施する責任がある。

2. 2. ガイドラインの概要

以下では、ACRLのガイドラインが規定する、大学図書館がe-ラーニングコミュニティに対して提供すべきサービスの概要を紹介する。

運営については、以下の項目が挙げられている。

- e-ラーニングコミュニティの図書館ニーズと提供サービスおよび関連施設設備の定期的な評価
- 情報ニーズおよびスキルニーズのプロファイル作成と文書化
- ニーズへの対応の進捗状況測定手法を含む目標の文書化、管理者・教授陣・学生代表の評価への関与
- 定性的・定量的尺度によるe-ラーニング支援図書館サービスの測定、蔵書構築と収書方針の更新
- e-ラーニングカリキュラム開発とコース計画への図書館管理者と主題専門家の参加
- e-ラーニングコミュニティへの図書館サービス広報、利用者調査に基づくe-ラーニング支援図書館サービスと資源利用の適切性とニーズ満足度の監視
- 遠隔地の協力図書館との関係構築、e-ラーニングコミュニティへの図書館資料およびサービス提供方法の開発
- 電子的支援提供のためのコンピュータサービス部門との協力関係確立

資金に関しては、e-ラーニングプログラムのニーズと需要に即し、大学の予算周期に対応し継続的かつニーズを満たすための革新的なアプローチを支援するに十分な予算確保が求められている。

人材に関しては、図書館管理者には情報ニーズとスキルニーズを満たす図書館資源とサービスの計画・導入・調整・評価が求められている。遠隔サイトには、e-ラーニングコミュニティと直接対応する人材を配置し、彼らに継続教育や専門職教育の機会を与えると共に、専門職団体や職員団体に加入させすることが求められている。

施設・設備については、外部の図書館との契約に基づくe-ラーニング学生のアクセスの確保、相談・事実に関する質問応答ツール、リザーブ図書・情報の電子的配信、データベースの検索と資料の相互貸借サービス、遠隔サイトe-ラーニング図書館サービス担当者のための事務スペース確保、電子図書館サービス等が求められている。

資源については、キャンパス内の伝統的な図書館で提供されるものと同等の品質を備えた図書館資料への便利で直接的な物理的・電子的アクセスをe-ラーニングコミュニティにも提供することが求められている。

サービスについては、レファレンス支援、コンピュータによる書誌および情報サービス、ネットワークへの

高速で安全なアクセス、相談サービス、情報リテラシー教育、メディアや機器の利用における支援や指導、著作権のある資料のフェアユースによる相互貸借サービス、書類送付システムや電子的送付による即時の文献配布、フェアユースに基づくリザーブ図書へのアクセス、利用者のアクセスを最適化するサービス時間設定、およびe-ラーニングコミュニティに対する広報が求められている。

2. 3. 大学図書館のe-ラーニング支援

チェン・イエ・ヤン (Zheng Ye Yang) は、大学図書館のe-ラーニング支援サービスが、ACRLのガイドラインをどの程度満たしているかを、電話サーベイにより2004年3月に調査した⁽²⁾。対象は、米国内の研究図書館協会（ARL）会員のうち国立図書館を除く103館中62館のe-ラーニングサービス支援を担当する図書館員である。

調査対象62館のうち13館はe-ラーニング支援サービス業務に専従している図書館員を配置し、22館は、このサービスを兼務している図書館員を配置していた。他方、27大学の図書館では、e-ラーニングサービスの担当者は配置していないものの、遠隔学生に図書館サービスを提供していた。

ARLメンバー大学図書館のe-ラーニング支援サービス担当者（専任と兼任を含む）計35名中19名は、大学全体の遠隔教育に係わる委員会、および図書館利用指導のためのオンラインコースの設計に参画していた。分散型のe-ラーニング実施状況を反映して、所属大学が提供するe-ラーニングプログラム受講学生全員の名簿を持っていたのは7名のみであった。

e-ラーニング支援サービス担当図書館員のほぼ全員が、担当教授を識別できれば、e-ラーニングプログラム受講生が利用できる図書館サービスを、電子メール、電話、ニュースレター、オフィスへの訪問等により知らせていた。

e-ラーニング支援サービス担当者が配置されている35大学図書館中34館では、e-ラーニング受講生専用のウェブページを開設していた。他方、担当者がいない27大学図書館では、8館のみがe-ラーニング受講生専用のウェブページを開設していた。e-ラーニング受講生を対象とするオンラインの書誌的指導は、主題専門図書館員とe-ラーニング支援サービス担当者が分担していた。

調査対象62館中45館は、遠隔e-ラーニング学生に所蔵雑誌記事を無料で提供していた。また、外国居住者を含むe-ラーニング学生に、所蔵図書の貸出サービスを実施していた。うち8館は利用者への送付費用を全額負担し、5館は送付費用を利用者に請求し、32館は回収時の送付費用のみを利用者負担としていた。なお、4館では文献配達リクエストをe-ラーニング支援サー

ビス担当者が処理していたが、28館では、相互貸借部門が担当していた。調査対象62館中17館では、遠隔e-ラーニング学生への蔵書の貸出は行わず、雑誌論文送付のみ実施していた。

調査対象中の20図書館は、e-ラーニング受講生専用の無料電話回線を備えていた。この電話で受ける問い合わせに、11館ではレファレンス担当図書館員が回答し、9館ではe-ラーニング支援サービス担当図書館員が回答していた。

e-ラーニング支援サービス担当図書館員が直面している主な課題は、キャンパス内にe-ラーニングを包括的に担当する中枢オフィスが存在しないために、e-ラーニングによる授業を担当する教授を識別できず、サービスに関する情報を担当教授やe-ラーニング受講生に伝えられないことであった。また、著作権処理及び電子的予約に関する知識不足が認識され、教育・訓練が求められていた。

e-ラーニング支援サービス担当図書館員が、他の図書館員の助けを借りずに責任を全うするのは困難である。しかも、図書館におけるe-ラーニングサービスの優先度が低いと、十分な時間を割けず、顧客へのサービス低下を招いているケースもあった。一方で、週7日24時間のレファレンスサービスが使え、e-ラーニング学生に書誌サービスを提供する主題専門図書館員が存在するにもかかわらず、e-ラーニング支援サービス担当図書館員という職を設けることに疑問を投げかける声もあった。遠隔地のe-ラーニング受講生のために、図書館資源へのアクセスをシームレスにする努力が求められており、図書館はキャンパス内の学生とe-ラーニング受講生を区別すべきではないという意見も多かった。e-ラーニング受講生にとっては、ウェブページが図書館の役割を果たすので、e-ラーニング受講生用にあらゆる図書館サービスを一箇所にまとめたウェブページを開設している図書館も多かった。そのウェブページを出来る限り簡単に利用できるようにし、可能な限り多くの電子ジャーナルを購読し、よりインタラクティブなオンライン個人指導を提供することが求められている。

人文科学や教育学専攻の学生は、工学専攻の学生とは異なり、技術に親しみを持たない。そのため、ウェブページがうまく構成されていないと、彼らは道に迷い、図書館のオンライン資源を効果的に活用できない。したがって、大学図書館におけるe-ラーニング支援サービスでは、図書館のウェブページ開発と設計において、技術の専門家と図書館サービスの専門家の両方が関与すべきであるとの意見もあった。

3. 国立図書館が展開するe-ラーニング

e-ラーニングには、学校や大学のカリキュラムに密着した公式のものから、生涯学習や趣味のためにイン

インターネットを使って関心トピックを探求する非公式の学習までの広がりがある。非公式のe-ラーニングでは、電子化された図書館資料が個人やグループに新たな学習機会を提供している。

以下では、BLとニュージーランド国立図書館のe-ラーニングサービスを紹介する。

3. 1. BLのe-ラーニングサービス

ブリンドリー（Lynne Brindley）館長によれば、BLでは、研究機関、企業、他の図書館、教育機関、一般市民の5種類の主要顧客グループを対象に、幅広いe-ラーニングサービスを提供している⁽³⁾。学習支援という枠組みでのBLの使命は、「情報資源に基づく調べ学習の優れた拠点としてカリキュラムの革新と創造的な教育を推進し、同館の持つ研究資源を創造的に活用して学習の動機付けを行い、創造的な教授法の支援を得て画像・テキスト・音声を電子的に提供してe-ラーニングを支援し、注目を集める展示や教育専門家によるワークショップなどにより学習者グループの来館を促し、蔵書中の「世界の知識」について広くかつ新たな視点での思考に挑戦させること」である。

BLのe-ラーニングサービスの主たる目標は、自学自習を通して個人顧客に情報リテラシーとしての研究スキルを身に付けさせることである。具体的には、図書館の蔵書利用を通じて、複雑さへの理解、問題の発見、画像やテキストや音声の解釈、解釈の差異認識といったスキルを身に付けることで、批判的に考える学習者の育成を狙っている。

以下では、具体的なe-ラーニングプロジェクトやその成果を紹介する。

(1) 21世紀の市民(21st Century Citizen)

探求学習を支援するために開発されたオンライン学習資源で、英国の誕生の源と動向について、言語とアイデンティティー、家族、理想郷、犯罪とコミュニティ等のいくつかの切り口から歴史的な根拠を考察することを求めている。

(2) 英国を収集する(Collect Britain)

BL最大の電子化プロジェクトで、写真、原稿、絵画、ヴィクトリア朝のパンフレット、録音、地図、新聞を含む10万件以上のイメージと350時間以上の録音により、英国地域史を構成している。テーマごとにグループ化された資料をブラウジングして、地図や絵画や目撃者の発言や散歩道などをたどることも出来る。

(3) リンディスファーン福音書(Lindisfarne Gospels)

715年から720年の間に書かれた複雑な装飾で有名なこの福音書は、英国の最も優れた芸術作品である。BLは2003年にこの福音書の展示を実施し、同時に開催された「読書パターン」に関するワークショップには子供たちが参加した。展示と並行して福音書のファクシミリコピーを制作し、英国北東部地域の公共図書

館で回覧展示を行って人気を博した。

(4) 資源の箱(resource box)

英国北東部地域博物館・図書館・文書館協議会と協働で、5歳から8歳の学童を対象に開発したこの箱の中には、授業案、画像、ゲーム、およびホーリー島の野生動物の音声CDを含む多様な資料が入っている。この箱は、英国北東部全域の博物館や学校図書館に広く配布され、地域の資源センターでは貸出しサービスを実施している。

3. 2. ニュージーランド国立図書館のe-ラーニングの取り組み

カーナビー（Penny Carnaby）館長によれば、ニュージーランド国立図書館は、情報民主国家を目指すニュージーランドの国家戦略を支援している。具体的には、全国の学校と生徒に国家の文化遺産へのアクセスを提供し、この文化遺産を未来の世代が探し楽しめるように保存する法的責任と、全国の学校のカリキュラムを支援するための資料を提供する任務を担っている⁽⁴⁾。

ニュージーランドの国家電子化戦略は、接続性(connection), コンテンツ(contents), 能力(capability), 繼続性(continuity), および協働(collaboration)の5Cを基盤とし、情報通信技術を経済、社会、文化の各領域において効果的に用いることを推奨する包括的な枠組みを提示した。2003年には教育のための情報通信技術諮詢委員会が設置され、ニュージーランド国立図書館は、文化遺産および図書館情報セクターの政府代表として、この委員会に参画している。

ニュージーランド国立図書館は、政府の資金を得て、デジタルリポジトリを構築した。ユビキタスな高速通信網と国際的な技術標準に準拠し、標準となるメタデータスキーマを採用することで、高レベルのメタデータ互換性を備えた接続環境を実現した。これによって、従来は「貯蔵庫」であった伝統的な図書館を一般に公開することが可能になった。リポジトリ中の電子形式のコンテンツは、多様な情報源や主題領域からのアクセスを可能にし、学習オブジェクト、電子出版、デジタル化されたイメージや音声、視覚的な空間データを、多くのチャネルを通じて次の世代に伝える。

ニュージーランド国立図書館は、将来のe-ラーニング環境における主たるコンテンツ供給機関と位置づけられている。その中には、16,000あまりの電子ジャーナルのニュージーランド市民への提供(CA1524参照)や、美術館、博物館、文書館のデジタル化された画像、音声による学校カリキュラムの支援が含まれている。また、市民のデジタルデバイドを狭めるために、仲介者の役割を強化し、全てのニュージーランド市民に電子化時代に必要な機能的リテラシーを身に付けさせる。

4.まとめ

わが国ではe-ラーニングの導入はごく一部の大学に

限られており、大学図書館によるe-ラーニング支援はほとんど実施されていない。大学におけるe-ラーニングの普及と質の保証において、遠隔地の受講学生に対する図書館サービスが重要な役割を果たしていることは、ACRLのガイドラインからも明らかである。日本の大学図書館でも日本の大学の実情に即したe-ラーニング支援のためのガイドラインを作成し、e-ラーニング受講学生がキャンパス内の学生と同等の図書館サービスを受けられる条件を整えることが望まれる。

生涯学習や趣味のためにインターネットを使って関心トピックを探求する非公式の学習までを含めたものとしてe-ラーニングを捉えると、電子図書館はまさにe-ラーニングのコンテンツ供給機関である。大学等で実施されている公式のe-ラーニングを支援する図書館サービスだけでなく、非公式のe-ラーニングを支援する図書館サービスの事例を紹介する文献をレビューする中で、e-ラーニング支援のための幅広い図書館サービスの存在が明らかになった。

わが国でも、政府のIT政策の中で、国立国会図書館によるデジタルアーカイブの統合ポータルサイト構築がうたわれている⁽⁵⁾。今後は、デジタルアーカイブを学校教育や生涯学習におけるe-ラーニングの支援と結びつける取り組みが求められている。

初等中等教育および生涯学習においても、e-ラーニングは今後ますます発展し、社会に浸透していくことが予測される。e-ラーニングを支援する図書館サービスも、質・量の各側面において発展していくことが期待される。

(メディア教育開発センター：三輪真木子)

- (1) Distance Learning Section Guidelines Committee. Guidelines for distance learning library services. (ACRL standards & guidelines) C&RL News. 65(10), 2004, 604-611. ; Board Directors, Association of College & Research Libraries. Guidelines for Distance Learning Library Services. 2004-06. (online), available from <<http://www.ala.org/ala/acrl/acrlstandards/guidelinesdistancelearning.htm>>, (accessed 2006-01-30).
- (2) Zheng Ye (Lan) Yang. Distance education librarians in the U.S. ARL libraries and library services provided to their distance users. The Journal of Academic Librarianship. 31(2), 2005, 92-97.
- (3) Brindley, Lynne. The British Library and e-learning. IFLA Journal. 31(1), 2005, 13-18. (online), available from <<http://www.ifla.org/V/iflaj/IFLA-Journal-1-2005.pdf>>, (accessed 2006-01-26).
- (4) Carnaby, Penny. E-learning and digital library futures in New Zealand. Library Review. 56(6), 2005, 346-354.
- (5) 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部. IT政策パッケージ2005:世界最先端のIT国家の実現に向けて. (オンライン),入手先 <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/050224/050224pac.html>>, (参照2006-01-30).

CA1589

研究文献レビュー

図書館の様々な運営形態

1. 対象文献

本レビューは、近時、図書館界の話題となっている様々な図書館の運営形態について、近年の国内における研究状況を明らかにすることが目標である。図書館の運営形態は研究の対象であるとともに、実践を伴うものであり、必ずしも「研究」レベルにだけとどまるものではないことを予めお断りしておく。

レビューの対象とする文献等は、他の「研究文献レビュー」と同様に最近2年間程度とするが、業務委託等に関してはさらにさかのぼって取り上げる。また、高度に実践と結びついたテーマであるが故に、特定の館についての話題が多くなることもある。原則として図書館を対象とする論著を取り上げるが、運営形態によっては他の施設等についての言及のなかから関連する部分を指す場合も含めた。

2. 「様々」とは

公立図書館の運営形態には、直営・一部（範囲はいろいろあるが）委託・PFI・指定管理者制度によるものがある。直営は「官」の責任で司書等を雇用し業務のすべてを管理するものであり、契約にもとづいて、その一部を「民」に委ね「官」が管理するのが一部委託である。「民」の活力・財力をを利用して日常的な運営を行い、計画策定や長期的展望に関わる部分や選書・図書館間協力といった業務を「官」の責任で実施するのが「PFI方式」である。議会の同意を得て「管理者」を指定し、3~5年程度の中期間にわたって業務のすべてを委ねる制度が「指定管理者制度」である。これらのなかで、本稿執筆時点において最もホットな運営形態は「指定管理者制度」にもとづくものである。山梨県山中湖村・北九州市・明石市・伊勢市といった自治体で実施され、あるいは、2006年4月からの実施が確定し、それぞれ特色をもった形での運営が実践・企画されている。図書館等の施設について、たとえ業務の一部であっても何らかの形で民間活力を利用している自治体にあっては、2006年9月までに「直営部分」を残すのか「指定管理者制度」によるのかを確定することが求められており、それに向けての態度決定を迫られた各図書館がこれらの文献資料から学びとろうとしている。

指定管理者制度は、桑名市等において実現したPFI法にもとづく運営形態のアンチテーゼとして出てきたことに注目するべきである。雇傭形態はともかくとして「館長」職を自治体側が確保することが運営の実際を難しくしているとの認識があり、その克服を目指し

て「全面的な委託」という形を取ろうとしている。

「委託」という運営形態は、専門図書館界においては1960年代末から導入されており、公立図書館・大学図書館に広がるのは1970年代半ばからである。図書館で実施される業務を日常的なものと臨時的なものとに区別し、後者から導入され、次第に前者にも範囲を広げていった運営形態である。部分的な委託や、臨時的な委託については「運営」の根幹にかかわらないとの認識で導入したところが多いが、やがて「部分」の範囲が広がり、臨時的と意識していた業務が恒常的になるにつれ、その影響は全図書館界に及ぶことになっている。特に注目すべきことは、こうした時機に「根幹的業務か否か」という点についてのみ論議を深める傾向があったことである。この発想は当初から「根幹的業務でなければ委託してもかまわない」ということであり、当時の情勢からすると迫り来る職員定員削減の波を如何にしてくぐり抜けるかという視点が重視され、「かまわない」範囲を次々と拡大していくことになってしまった。論議の基盤を十分に踏まえないままに当面する業務に引きずられたという面が濃厚であり、かかる見方での反省はいまだに図書館界からは提示されることがない。「PFI」にしても、提起された当時の図書館界の反応は「新たな形の委託」としか受けとめられておらず、的はずれな批判が横行した。なかで「業務水準」の内容を論議しようとしたものは適切な方向であったが、「実現可能性」を追究しないままでの提起であったため機能することがなかった。いま、「様々な運営形態」として検討しようとしている論著についても、どのような立場・視点で見るかによって評価は当然のことながら異なることになる。これら様々な運営形態を、横断的に比較し考察できるのは大澤正雄著『公立図書館の経営（図書館員選書：21）』補訂版⁽¹⁾である。基本的な資料も適切に紹介・引用されている。

3. 委託についての論著

桑原芳哉「公立図書館の「コスト算出」と民間企業による「疑似公募入札」－『行政サービスの外部委託に関するビジネスプラン研究会報告書』における図書館関係分析結果について」⁽²⁾にまず注目したい。本来ならば対象となっている『行政サービス…』⁽³⁾を取り上げるべきだが、図書館関係はほんの一部であることから、論評された本論考に触れることにした。委託の可能性の低い業務として「図書館をどうしたいか、というビジョンの確立」「住民に提供・展開するサービスについての政策立案」があり、日々の運営のなかで図書館員が「考える」ことがこれらの業務への展望を示すものを生み出すという視点は重要なものであろう。本来の報告書の目的は「コスト算出」にあったのであろうが、あまりにも不確定要素が多く機能するものと

はなっていない。ビジョンの確立・政策立案は、図書館という名の「公共サービス」をどう実現するかにかかっている。

『みんなの図書館』325号は「公共サービスとしての図書館サービスを考える：委託・PFI問題をめぐって」と題する特集を組んでいる。佐藤直樹「図書館カウンター委託から1年：流れぬ川の堰を開けて」では、「公共サービスとしての図書館サービスのあり方を幅広く考え方論議していただくために」という関心のもと、委託された図書館の館長から見た委託「ダメ」論への反証を具体的に示している⁽⁴⁾。また、『月刊自治研』1997年5月号からの転載で、公共サービスの意義と役割を先駆的に論じた記事（中村順「公共サービスの生きる道：連帯を求めて個立を恐れず」）⁽⁵⁾では、公共サービスを「行政が固有に担うべき領域ではなく、企業・民間・非営利団体と協働して行うものである」との考え方を紹介する。委託を不適切と考える山重壮一は、委託が広がると「図書館を担う専門的人材を根絶やしにしてしまう」との危惧を抱く⁽⁶⁾。委託推進の論理がやみくもな人件費削減を求め、正規の公務員から非常勤に、さらには嘱託・アルバイトへと転換されてゆき、その行き着く先が「委託」だとすると新たな「専門的人材」を図書館に呼び込むことが困難になり、開いていて良かった、しかし利用者自身が見つける資料しか利用できない、といった図書館へと変貌すると予測する。それは図書館の公共性を喪失させ「知的ひきこもり」の状態を現出すると考えている。委託などの形で図書館の管理運営を自治体から切り離すことが、図書館の可能性を限りなく小さくするとの論は守谷信二も訴えている⁽⁷⁾。この点は、多様化する運営形態を鳥瞰的に検討するにあたり重要な視点としなければならない。こうした視点は、山口源治郎が2002年11月号の『月刊東京』で指摘していた⁽⁸⁾が、十分に理解・検討されないままに時間が経っている。「公共サービス」に関する論議と、それを担う「専門的人材」のあり方に関しては、当面している様々な運営形態を考えるにあたっての最重要点としなければならないだろう。両者を密接に関係づけ、「行政の推進する公共サービス」の「おかしさ」を指摘し、住民のもつ「思考の幅広さ」を支援することこそが専門的人材と措定するならば、直営のままで「おかしさ」を明らかにできるシステムの形成が提起される必要があるし、直営以外のシステムにおいて訴求される目標・目的と専門的人材の継続的確保に対する提案を求めなければならない。多様化する運営形態との接点を新たに探し出す必要が生まれる。

東京23区には二つの流れがある。一つは「非常勤職員を取り込んだ直営」であり、一つは「委託」である。両者がどのような影響を与えあっていいるかを見えることができる小形亮「東京23区におけるカウンター業

務委託の導入と職員構成の変化」⁽⁹⁾である。また、両者を同時に考える論著としては『みんなの図書館』306号の「特集：「窓口の業者委託」の問題点」がある⁽¹⁰⁾。住民・利用者からは「条件が悪いにもかかわらず、それでも図書館で働きたいとの思いを持つ非常勤職員」への期待がありながら、新たなサービスを大胆に展開しようとしてもできない事情が明らかにされている。委託の場合は、契約時点で設定したサービスを拡大することは、その提案すら許されない。いずれにしても利用者・住民にとっては「与えられたサービス＝行政の推進する公共サービス」の範囲でしか図書館は機能しないことになる。東京23区の委託の実態を明らかにした資料『東京23区委託実態調査報告書』図書館問題研究会東京支部⁽¹¹⁾からは、多くの課題を見いだせる。また『ず・ぽん：図書館とメディアの本』は連続して図書館の委託問題を扱っている⁽¹²⁾。東京23区がターゲットとなっているが、利用者の立場・非常勤で雇用されていた立場・出版社からの視点・労働組合役員の立場など豊富な視点で課題を摘出する。10号（2004年12月）の東京11区の委託料比較、11号（2005年11月）で明らかにされている大田区における「委託料」の経年変化など興味を惹く内容が多い。

専門的人材の継続的確保と、その労働条件の維持・向上、さらには利用者・住民の立場に立った公共サービスとしての図書館機能を展開できそうなシステムとしてNPOによる図書館の運営を挙げる例がある⁽¹³⁾。住民が自主的に組織し、自らの文化的欲求を満足させる機能をもつNPOが地域の図書館との協働を目指すことは豊田高広「NPOとの協働による図書館経営」⁽¹⁴⁾にあるように、確かに意義の高いことである。山口源治郎は、このような考え方には「行政責任の担保」「NPOが行政支配下に入ること」などから疑義を呈している⁽¹⁵⁾。NPOが「図書館の運営だけ」を引き受けているならば、大きな展開は期待できないだろう。法人の活動の一部として引き受け、本来の活動と積極的に結びつけて受託するという方向であれば効果は出てくる。にもかかわらずNPOへの委託について図書館界は比較的「寛容」に見える。

目録作成業務、カウンター業務などといった一部の業務委託で先行していた大学図書館では、いまや「アウトソーシング」の名のもとに図書館としての部門・機能のすべてを外部に委託する方向が強まっている⁽¹⁶⁾。契約等で定められた範囲での業務代行から、業務そのものの設計・計画変更・運営までを実施する。学園法人の出資する会社に日常業務全般を委託し、専任職員は(1)学園課題への対応、(2)業務方針・中期計画の策定、(3)選書、(4)新規事業の企画、(5)学内外への連携・渉外・折衝、(6)日常業務全般の管理へと特化する⁽¹⁷⁾。その流れは「学術情報ネットワークへの参

加を視野に入れた複数機関による共通プラットフォーム上の共同事業体設立」⁽¹⁸⁾へと指向する。かといって大学図書館側と受託者の間に適切な関係が成立しているとは限らない⁽¹⁹⁾。受託者からの発言は数少なく、実情をわずかに知りうるのが木俵康之「公立図書館における業務委託について：会員レポート」⁽²⁰⁾である。株式会社としての社会的使命が「効率と営利の追求」であり、それを背景に公共サービスの「「仕組み」をリファインすること」と考えており、能力さえあれば「誰からも認められるプロフェッショナルな司書」が育ち、「司書がひとつの職業として認知される」夢を語っている。とはいって「委託」「PFI」「指定管理者」のすべてに関わりをもつTRCの代表取締役会長・石井昭は「現場の業務委託なんていうものは商売なりません。」「こんなものをうちはやりたくないですね。」とまで言い切る⁽²¹⁾。現在引き受けている理由は「現に私どものデータと物流を使っている」からであり、図書館で行われている選書などの業務のノウハウを体得するためと理解される。これらの論著を見ながら、図書館は方向性を検討しなければならないだろう。

4. PFIをめぐって

図書館員に馴染みのある資料でPFIを総括的に紹介したのは坂田和光「イギリスのPFIの概要と問題点」⁽²²⁾である。基幹的社会資本整備と公共支出コントロールを追求して策定されたシステムとして紹介されているが、日本では「民間資金活用という意味のある部分ばかりが注目されて」実施官庁主導型に変質する。図書館において実施することを具体的に提起したのは加用真実ほか「変化する図書館機能と空間創造」⁽²³⁾で、鹿島建設の関係者によるものである。NPOである日本PFI協会の事務局長浜野道博は「図書館とPFI」、「PFIと公共図書館（特集：公共図書館のニューウェイ）」⁽²⁴⁾で、高品質の公共サービス・公的財政負担軽減・高い機能をもつ司書の職場というイメージで推奨する。北克一は具体的に動き出した桑名市の事例を見ながら、公共サービスの評価の主体は住民であること、実施自治体が広く情報公開を行いながら評価すべきであることを求める⁽²⁵⁾。図書館問題研究会は、2002年に開いた第49回全国大会のテーマ別交流会で「PFIって何だろう？（PFI入門）」を取り上げている⁽²⁶⁾。また、公共サービスの本質、住民の参加とチェックの必要性、長期にわたる図書館イメージの固定化などを問題点とする批判論も出ている⁽²⁷⁾。

走り始めたPFI図書館についての文献は先行した桑名市の分だけである。1年以上が経過したが「PFI図書館とは」という評価を下すのは時期尚早であろう。桑名市立図書館の事例を紹介した文献には、元市議が評価と期待を語った杉本治彦「桑名市のPFIによる図書館建設の諸問題について」⁽²⁸⁾、他自治体の図書館員

による評価と住民による評価の違いを指摘する小川俊彦「PFIの図書館」⁽²⁹⁾などがある。柴田正美「PFIによる図書館の建設と運営：桑名市事案を審査して」、吉田育代「桑名市図書館PFIの特長と立ち上げまでの苦心（抄）」⁽³⁰⁾は、当事者の視点と期待が的確に表現されている。なお、第6回図書館総合展TRC主催フォーラムの記録『開館56日、日本発のPFI図書館：桑名市立中央図書館を熱く語る：議事録』⁽³¹⁾は、今後の桑名市図書館の方向性を提起した内容を含んでおり示唆が多い。最後に、美野輪和子「社会資本整備とPFI：公共サービスにおける官民の役割分担」⁽³²⁾は、指定管理者制度・市場化テストが導入されれば「民間開放へのスピードは加速していくとみられ、PFIにあっても追い風となるだろう。」としている。長期的な視点を求めるところでは、図書館サービスについて同様なことが言えるのだろうか。

5. 最大の関心事：指定管理者制度

「地方自治法の改正」により可能となった図書館への指定管理者制度の導入は、検討期限が明示されていることもあり図書館界全体での検討が急速に行われ、日本図書館協会によっておおよその方向性も出されている⁽³³⁾。そこでは「公立図書館に指定管理者制度を適用することには制度的な矛盾があると考え」、図書館法第17条との関連や、サービス拡大への積極的原理をとりこむことの難しさなどを理由として慎重な検討を求めていた。こうした結論に至る背景となる資料群は『指定管理者制度（図書館政策資料IX）』、『指定管理者制度2（図書館政策資料X）』⁽³⁴⁾に収録されている。

『図書館雑誌』98巻6号の「特集：指定管理者制度と公立図書館経営」⁽³⁵⁾は、社会教育活動を充実させることができるか（倉澤生雄）、住民の意思に委ねる（座間直壯）、専門職は育つか（汐崎順子）といった提起がされているほか、PFIと指定管理者制度の関係を明らかにする（日高昇治）論著から構成されている。また『図書館雑誌』99巻4号の「特集：これから公立図書館の行方—指定管理者制度導入をめぐって」⁽³⁶⁾は、目指される図書館像は「異様」と断ずる導入反対論（山口源治郎）、コストとサービスや職員の意識からの慎重検討論（竹田芳則）、PFI手法での評価手法を導入するという提案（熊谷弘志）を掲げている。初の指定管理者による公立図書館は山中湖情報創造館であり、その館長・小林是綱は2005年2月2日の『朝日新聞』で、指定管理者による運営に対する疑問視に対し、「直営」とされている多くの図書館の現実こそ問題だと批判する⁽³⁷⁾。

指定管理者制度そのものと関連する文献を紹介する葉袋秀樹「指定管理者制度の概要と参考文献」⁽³⁸⁾は、的確に状況を把握するのに有用なものとなっている。

6. おわりに

公共サービスとしての図書館サービスを運営する主体について、様々な選択肢が存在するようになった。そのことが公共図書館の有用性を直接的にアピールすることにつながるならば意義のあることだろう。けれども、「選択」を誰がするのか、そして選択結果について責任を負うのは誰なのか、それらが歴史的に、また将来に向けてどういう意味をもつのか、といったことまで見通した論著は数少ない。評論家風に「有るべき論」を掲げるものよりも、当事者として関わった人たちの反省を始めた積極的な発言をこそ真摯にとらえるべきだろう。

(帝塚山大学：柴田正美)

- (1) 大澤正雄. 公立図書館の経営(図書館員選書：21). 補訂版. 東京, 日本図書館協会, 2005, 274p.
- (2) 桑原芳哉. 公立図書館の「コスト算出」と民間企業による「疑似公募入札」：『行政サービスの外部委託に関するビジネスプラン研究会報告書』における図書館関係分析結果について. 現代の図書館. 43(2), 2005, 81-84.
- (3) 株式会社ABM. 平成15年度「行政サービスの外部委託に関するビジネスプラン研究事業」報告書. 2004, 238p. (オンライン), 入手先 <<http://www.meti.go.jp/report/data/g40617aj.html>>, (参照2006-01-20).
- (4) 佐藤直樹. 図書館カウンター委託から一年：流れぬ川の堰を開けて. みんなの図書館. (325), 2004, 30-44.
- (5) 中村順. 公共サービスの生きる道：連帯を求めて個立を恐れず. みんなの図書館. (325), 2004, 5-15.
- (6) 山重壯一. 図書館は委託で発展するのか. みんなの図書館. (325), 2004, 16-29.
- (7) 守谷信二. 公立図書館が失うもの. 三角点：季刊図書館誌. (復刊14), 2005.
- (8) 山口源治郎. 公立図書館における「構造改革」の動向とその特徴. 東京. (230), 2002, 2-5.
- (9) 小形亮. 東京23区におけるカウンター業務委託の導入と職員構成の変化. みんなの図書館. (336), 2005, 46-58.
- (10) 特集：「窓口の業者委託」の問題点. みんなの図書館. (306), 2002, 1-29.
- (11) 図書館問題研究会東京支部[編]. 東京23区委託実態調査報告書. 東京, 図書館問題研究会東京支部, 2003, 57p.
- (12) 特集：図書館の委託(2). ず・ほん. (10), 2004, 57-138. ; 図書館の委託(3): 大田区・委託の現在. ず・ほん. (11), 2005, 156-166.
- (13) 細谷洋子. NPO（民間非営利組織）と図書館活動. みんなの図書館. (262), 1999, 46-58.など
- (14) 豊田高広. NPOとの協働による図書館経営. みんなの図書館. (277), 2000, 4-17.
- (15) 山口源治郎. 図書館を委託にしてよいのか(2). みんなの図書館. (275), 2000, 41-49.
- (16) 鈴木正紀. 大学図書館の業務委託:業務の外部化問題はわれわれに何を突きつけているのか. 図書館雑誌. 97(3), 2003, 162-165.
- (17) 守谷淳子. 大学におけるアウトソーシング：中小規模図書館における事例紹介. 大学図書館研究集会記録. (19), 2004, 45-49.

- (18) 中元誠. 早稲田大学における図書館組織の再編:現状と課題. 大学図書館研究. (70), 2004, 70-73.
- (19) 野村健. 図書館のアウトソーシングに関する小論:透明性を高め、スタッフの戦力化を図るために何が必要か. 大学図書館問題研究会誌. (28), 2005, 27-36.
- (20) 木俣康之. 会員レポート:公立図書館における業務委託について. とうきょうの自治. (47), 2002, 19-21.
- (21) 石井昭ほか. 図書館をサポートする仕事:TRC・図書館流通センターはなにを考えているのか. す・ぱん. (11), 2005, 16-39.
- (22) 坂田和光. イギリスのPFIの概要と問題点. レファレンス. 49(1), 1999, 52-89.
- (23) 加用真実ほか. 特集:図書館生き残り作戦、変化する図書館機能と空間創造. 情報の科学と技術. 50(6), 2000, 351-357.
- (24) 浜野道博. 図書館とPFI. みんなの図書館. (286), 2001, 60-69. ; 浜野道博. 特集:公共図書館のニューウェイブ, PFIと公共図書館. 情報と科学の技術. 51(7), 2001, 386-390.
- (25) 北克一. 公立図書館とPFI/Private Finance Initiative). みんなの図書館. (308), 2002, 27-34.
- (26) PFIって何だろう?(PFI入門). みんなの図書館. (306), 2002, 69-71.
- (27) 小川一郎. 図書館建設・運営にPFIははじむのか. 議会と自治体. (54), 2002, 98-104. ; 山口源治郎. 図書館の未来をPFIに託せるか. 図書館雑誌. 97(8), 2003, 518-521.
- (28) 杉本治彦. 桑名市のPFIによる図書館建設の諸問題について. 月刊社会教育. 47(10), 2003, 35-41.
- (29) 小川俊彦. PFIの図書館. 図書館の学校. (64), 2005, 4-9.
- (30) 柴田正美. PFIによる図書館の建設と運営:桑名市事案を審査して. みんなの図書館. (325), 2004, 45-62. ; 吉田育代. 桑名市図書館PFIの特長と立ち上げまでの苦心(抄)(21世紀第5回図書館セミナーより). 図書館の学校. (39), 2003, 7-17.
- (31) [図書館流通センター編]. 開館56日,日本初のPFI図書館:桑名市立中央図書館を熱く語る:議事録. 東京, 図書館流通センター, 2004, 18, [25]p.
- (32) 美野輪和子. 社会資本整備とPFI:公共サービスにおける官民の役割分担. レファレンス. 55(1), 2005, 29-48.
- (33) 社団法人日本図書館協会. 公立図書館の指定管理者制度と今後の取り組みについて:2004年8月6日. 図書館雑誌. 98(9), 2004, 668-669.; 社団法人日本図書館協会. 公立図書館の指定管理者制度について:2005年8月4日. 図書館雑誌. 99(9), 2005, 667-669.
- (34) [日本図書館協会事務局編]. 指定管理者制度(図書館政策資料IX). 東京, 日本国書館協会事務局, 2004, 99p. ; [(社)日本図書館協会編]. 指定管理者制度2(図書館政策資料X). 東京, 日本国書館協会, 2005, 88p.
- (35) 特集:指定管理者制度と公立図書館経営. 図書館雑誌. 98(6), 2004, 366-381.
- 倉澤生雄. 公立図書館と指定管理者制度ー公立図書館の設置目的から指定管理者精度を考えるー. 図書館雑誌. 98(6), 2004, 368-371. ; 座間直壯. 図書館運営と指定管理者制度ー図書館長の想うことー. 図書館雑誌. 98(6), 2004, 376-378. ; 汐崎順子. 公立図書館の委託ー大田区の事例から考えるー. 図書館雑誌. 98(6), 2004, 379-381. ; 日高昇治. 指定管理者制度とPFI. 図書館雑誌. 98(6), 2004, 372-375.
- (36) 特集:これからの公立図書館の行方ー指定管理者制度導入をめぐって. 図書館雑誌. 99(4), 2005, 222-237.
- (37) どうなる公立図書館:進む民営化の現場. 朝日新聞. 2005-02-02, 25.
- (38) 薬袋秀樹. 指定管理者制度の概要と参考文献. 図書館雑誌. 98(11), 2004, 858-859.

編集事務局注 :

紙幅の都合により収めることができなかった参考文献の一覧が、国立国会図書館ホームページ「図書館に関する調査・研究」にてご覧いただけます。

「図書館の様々な運営形態 参照文献リスト」
<http://www.ndl.go.jp/jp/library/current/no287/CA1589ref.html>

CA1590

刊行物レビュー

メールマガジン『カレントアウェアネス-E』で見る2005年

2005年も図書館界では様々な事件、新たな取組みが見られたが、図書館界の最新ニュースを皆様にお届けする『カレントアウェアネス-E』ではどのように図書館界を取り上げたのであろうか。

『カレントアウェアネス-E』2005年の概況

2005年は、No.51（1月19日）からNo.73（12月21日）まで計23号145本の記事を紹介した。当館ホームページ「図書館に関する調査・研究」の『『カレントアウェアネス』『カレントアウェアネス-E』テーマ別記事一覧』⁽¹⁾で付与したキーワード別に145本のテーマ別内訳（6回以上取り上げたテーマに限り）を算出したところ、表のようになつた。

2005年に最も多く取り上げたのは、著作権に関する記事であった。以下、米国・英国の図書館界の動向、図書館資料のデジタル化、図書館政策、インターネットに関する記事などが続く。

著作権

一口に著作権といつても様々な話題があるが、『カレントアウェアネス-E』で2005年に取り上げたものでは、各国の著作権法改正動向（E319, E393）のほか、Google Print（のちにGoogle Book Searchに改称）プロジェクト（E340）をはじめ図書館資料のデジタル化に際しての著作権処理の議論が多かった。

英国における図書館界の動向

英国に関しては、2004年の後半から2005年の前半に

表 『カレントアウェアネス-E』で取り上げたテーマ
(2005年)

テーマ	回数	テーマ	回数
著作権	18	IFLA	7
英国	17	ガイドライン	7
米国	17	韓国	7
デジタル化	13	情報検索	7
文献紹介	11	レファレンス	6
国立国会図書館	9	公共図書館-英国	6
図書館政策	9	国際会議	6
インターネット	8	中国	6
オープンアクセス	8	電子図書館	6

*『カレントアウェアネス』『カレントアウェアネス-E』テーマ別

記事一覧で付与されたテーマ別の記事本数。

*6回以上取り上げたテーマのみ掲載。

*一本の記事に複数のテーマを付与しているため、「回数」の合計は記事の本数とは一致しない。

かけて、博物館・図書館・文書館国家評議会（MLA）など関係機関から公共図書館サービスの再編を促す報告書が相次いで公表されたことから、その都度『カレントアウェアネス-E』でも紹介した。紹介した調査報告書の一例を挙げると、英國読書協会の『読書を楽しむ』(E290)、レイザー財団の『図書館のビジョン：2015年の公共図書館サービス』(E307)、英國下院特別委員会の"Public Libraries" (E313)などがあった。

こうした一連の動きの背景と経緯については、CA1568「英國公共図書館政策への批判と提言」に詳しい。

米国における図書館界の動向

米国は図書館界の動きも活発であることから、取り上げる記事も例年多いのであるが、2005年は、南部を中心に甚大な被害を及ぼしたハリケーン「カトリーナ」(E369, E396)、愛国者法の改正法案（連邦捜査機関に利用者情報等を提供することを図書館に求める規定を恒久化することなどを定める）の審議過程 (E371など)、子どもの図書館利用に対する一定の制限やチェック体制の議論 (E325, E342) などがトピックとして目立った。

図書館、図書館資料のデジタル化

ここ数年の図書館界の大きな流れとして見受けられる現象であるが、『カレントアウェアネス-E』でも、図書館のデジタル化、学術情報の電子化・オープンアクセス化といったテーマについては多くの記事を取り上げている（デジタル化13本、オープンアクセス8本、電子図書館6本、電子情報資源5本、電子情報保存5本など）。具体的には、図書館の蔵書をデジタル情報として保存する取組み、ウェブサイトを活用した非来館型の電子図書館、米国国立衛生研究所（NIH）や英国ウェルカム財団が発表した研究成果のオープンアクセス化方針 (E297, E338) などである。

2005年に発表された図書館の戦略計画

図書館政策に関しては、各国において図書館の戦略計画が発表されたことを何度か紹介した。米国図書館情報学国家委員会（NCLIS）の将来計画 (E308)、英國図書館（BL）の戦略計画『図書館を再定義する』(E349)、シンガポール国立図書館委員会の"Library 2010" (E356)、ニュージーランド図書館情報協会の公共図書館戦略計画 (E402) などが挙げられる。図書館の専門性（所蔵する情報、職員とともに）を高めることや、利用者への情報リテラシー教育を推進すること、オンライン情報の提供を強化することなどが共通して述べられている。

インターネット、ウェブサイト検索の動向

インターネット、ウェブの世界で目立った動きといえば、まずGoogleのサービス拡大が挙げられる。Google Scholar (E321), Google Print (E340) を

はじめ、2005年中にいくつもの新サービスが開始されたこともあり、関心のある方も多いことであろう（Googleの動きについてはCA1564も参照されたい）。

最近では、米国議会図書館（LC）が計画するWorld Digital Libraryプロジェクトに資金提供を行うことも発表され（E416）、図書館界にとってもますます大きな影響をもつ存在となることも予想される。

アジアにおける図書館界の動向

2005年はアジアの動向の紹介にも重点を置き、韓国関連7本、中国関連6本、その他アジア諸国関連6本の記事を紹介した。今後もこの方向を継続していく予定である。

韓国に関しては読書振興策の動向（E376など）、中国に関しては図書館資料のデジタル化とこれに関する著作権上の問題（E407など）について数度取り上げた。また、2004年12月のインド洋大津波が図書館界に及ぼした影響についても2度（E282、E420）取り上げた。

ちなみに、『カレントアウェアネス』編集委員および事務局において、2005年の図書館界を特によく象徴する記事、特に印象に残った記事について意見を出し

合ったところ、以下のような記事が挙げられた。皆様の関心に合致しているだろうか。

- ・Googleの動向（E416、E321、E340、E392）
- ・自然災害が図書館に及ぼした影響（E282、E369など）
- ・国際目録原則覚書の最終草案、RDAやFRARなど新たな目録規則（E301、E363、E372）
- ・英国公共図書館のサービス改革、BLの新戦略（E307、E349など）
- ・オープンアクセスの動向（E297、E338など）
- ・米国愛国者法の改正（E343、E371など）

（関西館事業部図書館協力課調査情報係）

(1) 国立国会図書館. 『カレントアウェアネス』『カレントアウェアネス-E』テーマ別記事一覧. (オンライン), 入手先<<http://www.ndl.go.jp/jp/library/current/cae/search/index.html>>, (参照2006-02-16).

Ref: 国立国会図書館. カレントアウェアネス-E 2005年の記事一覧. (オンライン), 入手先<http://www.ndl.go.jp/jp/library/cae/current_e_back2005.html>, (参照2006-02-16).

視覚障害その他の理由でこの本を活字のままで読むことのできない人の利用に供するため、この本をもとに録音図書（音声訳）、拡大写本又は電子図書（パソコンなどをを利用して読む図書）の作成を希望される方は、国立国会図書館まで御連絡ください。

連絡先 国立国会図書館総務部総務課

住 所 〒100-8924 東京都千代田区永田町1-10-1

電話番号 03-3506-3306